

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）

議事次第

1 日 時

令和2年12月8日（火）13:00～15:00

2 場 所

Webexによるオンライン開催

3 議 事

- (1) 法学未修者教育の充実について
- (2) 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」について
- (3) その他

4 配付資料

資料1 社会人学生の現状および社会人・他学部出身者の法学未修者教育の改革可能性について（筑波大学提出資料）

資料2-1 「学ぶ側」からみた法学未修者教育－「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」から－  
（椛嶋氏提出資料）

資料2-2 法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究  
（概要）

資料2-3 実地調査一覧表、法科大学院における学習に関するアンケート調査

資料3 法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ（素案）

資料4 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」について

資料5 法学未修者教育の充実に関する審議スケジュール

参考資料1 法学未修者教育の充実について 論点ごとの御意見

参考資料2 法科大学院におけるICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果＜概要＞

参考資料3 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について」  
（平成26年8月11日 26文科高第393号高等教育局長通知）

## 【社会人学生の現状および社会人・他学部出身者の法学未修者教育の改革可能性について】

2020年12月8日  
筑波大学法科大学院報告メモ

## 0 弊学の紹介（筑波大学法科大学院@文京区大塚（前東京教育大学、前東京師範学校跡地））

1990年 社会人を対象とした経営・政策科学研究科（現ビジネス科学研究科）に企業法学専攻設置  
2005年 社会人を主たる対象とした、もっぱら平日夜間及び土曜日に開講する法科大学院設置

## (1) 入学定員数：36名（未修者コース26名、既修者コース10名程度）

\*令和2年度（平成31年度）入学者の状況：

平均年齢43歳（同）、法学部出身者19名（15名）・他学部出身者27名（33名）  
（専任教員数12名：研究者教員8名、実務家教員4名）

## (2) 現状：在籍者117名、休学者20名、長期履修者23名（うち未修21名、既修2名）

→主な出身大学：中央大学22名、早稲田大学14名、慶應義塾大学13名、東京大学8名、筑波大学6名\*、日本大学5名（一橋大学・神戸大学・学習院大学・東北大学・法政大学・明治大学各3名、お茶の水女子大学・埼玉大学・上智大学・立命館大学・大阪大学各2名ほか）

## 【在籍者・職種別人数】

サービス・流通	28
官庁・公共団体	20
建設・製造	18
金融・不動産	13
通信・マスコミ	10
法律事務所	6
医療	3
教育	2
公認会計士	2
その他	15

## 【在籍者・主な出身学部別】（令和2年度）

未修者出身学部	人数	%
法学部	36	37.5%
経済学部	9	9.4%
文学部	8	8.3%
工学部、理学部、理工学部	各7	
医学部、商学部	各4	
教養学部	3	
その他文系学部・総合学部	各1	

（既修者コースの法学部出身者は、57.1%）

\*筑波大学における法学士課程は、社会学類（定員80名中）の法学主専攻者が相当するが、同法科大学院に法学主専攻現役生が入学したことは未だない（学士課程との連関はない）。

## (3) 修了生の状況：（例）平成29年度入学・修了生27名

うち・司法試験合格9名（未修7）⇒司法修習中2名、弁護士1名、現職継続6名  
・現職継続（上記以外）17名  
・その他1名

Cf. 令和元年司法試験：合格者数18名（10名）、合格率23.4%（13.2%）（全国29.1（24.7%））

うち未修：合格者数12名（9名）、合格率19.7%（13.8%）（全国平均15.6%（15.5%））

I 現状：夜間コースの筑波大学法科大学院の実態（昼間コースの法科大学院との相違点）

(1) 社会人学生には、空きコマ・自由な学習時間がほとんどない。（別紙1参照）

— 平日夜間＋土曜での授業時間割設定の困難さ・補助教員ゼミ等参加の余裕なさ

【夜間コースの授業コマ枠】（平日9時～5時の平均的勤務形態を想定）

平日月曜から金曜の夜：1日1科目：75分×2コマ（夜18時20分～21時）

土曜日中は連続2～4科目：75分×最大8コマ（朝10時20分～最大夜20時40分）

- ・自習は、月曜から土曜の出勤前・帰宅後寝るまでの間と日曜（日曜も、各自、休日として家事や育児など家族サービスにも努めたうえで、自己の学習の調整が可能）
  - ・仕事の就業時間の兼ね合いや残業、出張、繁忙期が不断に生じるため、本人が通学に向けて努力しても、そもそも日々の授業に遅刻や欠席が結構生じてしまう。
- また、繁忙期が長期になってくると、本人が望まなくとも、仕事の都合で休学をせざるを得なくなり、また2年以上の転勤になると退学せざるを得ない場合が少なくない。
- ・自主ゼミや補助教員のゼミを入れる余裕は基本的にはない。弊学では、自主ゼミや補助教員によるゼミへの参加は、希少な自習時間を削ってようやく受講をしている状況にあり、仕事の状況によっては、まったく受講する時間のない学生もいる。

(2) 社会人学生にとっては、年間を通じて、自由な学習時間が圧倒的に少ない。

平日は1日あたり基本1科目しか授業時間を取れないため、昼間コースと同様の年間単位数を学生が取得できるような科目配置には、夏や冬の休暇期間を短くする必要がある。

	弊学	他大例
2単位科目	75分×2×10週（7モジュール） （1単位科目75分×2×5週）	105分×13週（2学期制）
前期	4月1日～9月30日（4モジュール）	4月1日～7月22日
夏期休暇	8月9日～15日（7日間）	7月23日～9月24日（約60日間）
後期	10月1日～2月6日（3モジュール）	9月25日～1月29日
冬期休暇	12月29日～1月4日（5日間）	12月25日～1月13日（20日間）
春期休暇*	2月7日～3月31日	1月30日～3月31日

（\*弊学の有職者学生は、大学が春期休暇中も、日中仕事を継続している点に留意されたい。）

(3) 学びたい選択科目の授業単位数が少ない上に、他の科目を多数取得する負担が重い。

- ① 仕事の都合で長期履修になったり休学・復学を繰り返さざるを得なかったりする学生が、時間割上法律基本科目の同時限での重複を避けながらかつ少しずつでも単位を取得できるよう、弊学の基礎法学・隣接科目すべてや展開・先端科目の大半は、1科目1単位科目として細切れに設定し、法律基本科目の合間に重ねて設置せざるを得ない。基礎法学・隣接科目は、弊学の場合、4単位修得するには、4分野学ぶ必要がある。
- ② 教員が、他大での教育経験かつ横並びの外部評価に留意し、1単位の科目でも、教育効果を最大化するべく、2単位もの相当の資料や内容を供したり、期末試験・試験時間を

課したりするため、弊学の学生には、選択科目の学習が一層過剰負担となっている。

→選択肢が少ない割には修得すべき選択科目の種類が増え、しかも1単位でも内容負担があまり軽減されていないため、**基本法律科目の勉強時間の振り分けや修得が、自習時間がもとよりない中で、一層難しくなっている。**

**(4) 司法試験受験選択科目についても、1分野最大で3単位の用意しかできない。**

基本法律科目（実務基礎系含む）以外では、小規模校で、1分野につき多くの単位数を用意できない中、時間割の枠の少なさからも、司法試験の受験選択科目に相当する分野ですら、**最大で3単位（基礎2単位、演習1単位）しか用意できない。**

**他大例：「経済法Ⅰ」「経済法Ⅱ」「経済法演習」「国際経済法(隔年)」、2単位×4科目  
経済法選択者は13単位中**最大8単位**を経済法関連科目のみで埋めることが可能。**

**弊学：「経済法」2単位・「経済法演習」1単位の、3単位2科目のみ**

経済法選択者は、なお5単位分の授業内容を自学自習で埋める必要があるうえ、他大に比べ、他の科目（受験科目ではないので演習を避けると、倒産法2単位、税法2単位、消費者法1単位や他の発展・展開科目等）をさらに履修する必要がある。

→法科大学院制度が「多様な知識を持つ法曹養成」として**通常要求している程度を越えて弊学の学生は多くの他分野や隣接分野を学ぶことが必須になってしまっており、**法律基本科目の期末試験および司法試験のための学習時間確保につき、昼間コースの学生と比べ、**基本法律科目等の自学自習時間が一層取れず、いびつな状況**にある。

**Ⅱ 平成26年通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について」がまったく活用されていない実態について**

**実務経験を有する者の展開・先端科目の取扱い**については、「**2～4単位を目途として法律基本科目に代替できる**」となっているが、まったく活用できていない。

学生からすると、例えば他学部出身の税理士ならば、**実務経験のある税「法」関連科目こそ、法科大学院で司法試験選択科目の「得意」科目として「理論」的にしっかり勉強して学内での成績GPAにも生かしたいので、むしろ、あればあるだけ積極的に履修したい科目群であるのに、既修得単位とされて免除されてもほとんど意味がなく、そうであれば、他の新しい展開・先端科目や選択科目を修得する必要性を減免して、未修者が、既修者に比べて遅れておりかつ充実させたいと考えている基本法律科目群の学習に、少しでも集中できるようにして頂くことにこそ意味**があるというのが、率直な意見である。

**参考：修了所要単位数 93単位以上**

うち **必修 計71単位**

- ① 法律基本科目群の実定法基礎科目 38単位
- ② 法律基本科目群の実定法発展科目 24単位
- ③ 法律実務基礎科目群の法務基礎科目 3単位
- ④ 法律実務基礎科目群の法務展開科目 6単位

**選択 計22単位**

- ⑤ 法律実務基礎科目群の法務展開科目の選択必修科目から 1単位以上
- ⑥ 法律実務基礎科目群の法務臨床科目の選択必修科目から 4単位以上
- ⑦ **基礎法学・隣接科目群の選択必修科目から 4単位以上**
- ⑧ **展開・先端科目群の選択必修科目のうちから 13単位以上**

### Ⅲ 考えられる1対応策

他学部出身者および社会人(経験者)については、それぞれすでに有していると思われる多様なバックグラウンドの知識を何か評価できないか。

#### (1) 検討理由について

- ① 3+2コースなど現役の法学部出身者で法学既修者コースの学生については、学士課程で法学以外の専門科目を履修する余裕がほとんどないまま法科大学院に進学してくるため、法科大学院においてもなお、法学以外の専門的「知識」を学んで身につける必要があると思われるが、他学部出身者あるいは社会人は、法学以外の専門を法科大学院にて新しくかつ現役法学部出身者と同じだけ学ばずとも、学士の3年以上の課程や社会人で3年以上働く中で、すでに法学以外の多様かつ最先端の専門的知識を何かしら身につけていると思われる。(社会人学生は、在学中すら平行して社会人としての経験を続けている。)
- ② 隣接科目や展開・先端科目の幅広い科目群は、各法科大学院のカリキュラムの有限性や法学中心にしか学んでいない学生の事情の下に、例示代表的でかつ法学に親和性のある周辺領域から設置しているにすぎないとすれば、これらの設置科目に限る必要はない。
- ③ 法学以外の各種の専門を学んだ他学部出身者や最先端の社会実務経験や技術等を身につけている社会人については、すでに他の専門的・発展的な知識を相当に修得しており、隣接科目や展開・先端科目などとして何単位か一括で既修得単位として認めても、法科大学院の理念たる「多様な教養を持つ法曹の育成」という趣旨にも何ら反しないと思われる。
- ④ 他学部出身の法学未修者や社会人が法科大学院に入学し、法律基本科目の学びにより集中できる環境づくりや、法学補習ゼミ参加や法学自習時間の捻出がより可能となる。

(2) 具体例：例えば、隣接科目と展開・先端科目の単位数に関し、いくつかの単位を一括認定し、既修得単位として認められないか。

- ・他学部出身の純粋法学未修者の場合 → 隣接法律科目として
- ・他学部出身者で社会人の場合 → 隣接法律科目および展開・先端科目として
- ・法学部出身の社会人の場合 → 展開・先端科目として

#### 1. 基礎法学・隣接科目群のうち

他学部学士課程での専門科目の修得単位(80単位程度)から、科目を特定せずに、定型的に一括して何単位かを既修得評価にできないか。例えば以下のような科目が各大学の各学部の専門科目として修得していることが想定されうる。

【例】経営学部出身者は、経営学、会計学、経済学

【例】医学部出身者は、法医学、衛生学、医事政策

【例】文学部出身者は、哲学、心理学、社会学、倫理学など

#### 2. 展開・先端科目群のうち

社会人の場合、公務員で政策立案したり民間で金融実務をしていたり、理系出身者は情報系や知財関連または医療系などの専門職に従事していたりするので、何かしら学問の展開に関わる部分や先端部分について実務で学び続けている。

そうであれば、その実学的な知識や各種資格に基づく経験等を評価し、社会人には、展開・先端科目の何単位か分を、既修得単位として一括認定できないか。

ただし、学士での専門課程が学部2年生～4年生の3年程度であることが一般だとすれば、社会人の実務経験も3年以上を最低要件とすることは考えられる。

## 筑波大学法科大学院時間割(2020年度)

未修1年次	月7時限	月8時限	火7時限	火8時限	水7時限	水8時限	木7時限	木8時限	金7時限	金8時限	土2時限	土3時限	土4時限	土5時限	土6時限	土7時限	土8時限		
春A 4/6~5/16			憲法Ⅱ	民法Ⅳ-1	刑法Ⅰ	民法Ⅳ-2	民法Ⅰ	憲法Ⅰ-A	民法Ⅴ	法曹実務基礎	基礎ゼミⅠ								
春B 5/18~6/20																			
春C 7/1~8/4			民法Ⅵ	法史学	公共政策	法哲学	憲法Ⅰ-B	基礎ゼミⅡ											
夏季 8/5~9/30																			
秋A 10/1~11/4	民法Ⅱ	刑法Ⅱ	基礎ゼミⅢ	民法Ⅲ	英美法	民事訴訟法Ⅰ	刑事訴訟法Ⅰ	刑事訴訟法Ⅰ	民法Ⅴ										
秋B 11/5~12/9																			
秋C 12/21~1/30																			

未修2年次	月7時限	月8時限	火7時限	火8時限	水7時限	水8時限	木7時限	木8時限	金7時限	金8時限	土2時限	土3時限	土4時限	土5時限	土6時限	土7時限	土8時限		
春A 4/6~5/16	商法Ⅰ	民事訴訟実務の基礎Ⅰ 環境法 国際取引法	国際私法	労働法 知的財産法 倒産法	要件事実論Ⅰ	刑事訴訟法Ⅱ	経済法	行政法Ⅰ											
春B 5/18~6/20																			
春C 7/1~8/4	租税法	民法Ⅶ		少年法	消費者法	商法Ⅱ	刑事訴訟実務の基礎Ⅰ												
夏季 8/5~9/30																			
秋A 10/1~11/4	行政法Ⅱ	国際公法	商法Ⅲ	英文法律文書作成	法曹倫理Ⅱ(核)	憲法Ⅲ	民事訴訟法Ⅱ												
秋B 11/5~12/9																			
秋C 12/21~1/30																		要件事実論Ⅱ	EU法

未修3年次 既修2年次	月7時限	月8時限	火7時限	火8時限	水7時限	水8時限	木7時限	木8時限	金7時限	金8時限	土2時限	土3時限	土4時限	土5時限	土6時限	土7時限	土8時限
春A 4/6~5/16	行政法Ⅲ 行政法Ⅲ-1(春A)	環境法 国際取引法	民事執行・保全法	倒産法	刑事訴訟実務の基礎Ⅱ	刑事訴訟法総合演習											
春B 5/18~6/20																	
春C 7/1~8/4			憲法総合演習	刑法総合演習Ⅰ	国際私法演習	経済法演習	労働法演習										
夏季 8/5~9/30	ロイヤリングⅠ	民事訴訟総合演習	ロイヤリングⅡ	知的財産法演習	刑法総合演習Ⅱ			民事訴訟実務の基礎Ⅱ									
秋A 10/1~11/4	企業法務		金融法(秋A) 政策法務(夏季・秋A・秋B)	倒産法演習	行政法総合演習	地方自治											
秋B 11/5~12/9						金融商品取引法											

### 基礎法学・隣接科目群 \*

授業科目	単位	履修年次	開講学期	曜時限
法哲学	1	1	夏季	金7・8
英美法	1	1	秋A	金7・8
EU法	1	2	秋C	火7・8
法史学	1	1	春C	水7・8
公共政策	1	1	夏季	水7・8
立法学	1	1	秋C	木7・8

\* 弊学の学生は、この中から、4科目以上取得する必要がある。

\*\* 展開先端科目についても、大半は1単位科目であり、その中で13単位以上取得する必要がある。

### 展開・先端科目群\*\*

授業科目	単位	履修年次	開講学期	曜時限
知的財産法	2	2	春A・B	木7・8
倒産法	2	2	春A・B	木7・8
国際取引法	2	2	春A・B	火7・8
国際私法	2	2	春A・B	水7・8
経済法	2	2	春A・B	土2・3
租税法	2	2	春C・夏	月7・8
労働法	2	2	春A・B	木7・8
環境法	2	2	春A・B	火7・8
金融法	1	3	秋A	水7・8
国際公法	2	2	秋A・B	火7・8
地方自治	1	3	秋A	土2・3
金融商品取引法	1	3	秋B	土2・3

授業科目	単位	履修年次	開講学期	曜時限
消費者法	1	2	春C	金7・8
倒産法演習	1	3	秋A	木7・8
経済法演習	1	3	春C	金7・8
労働法演習	1	3	春C	土4・5
知的財産法演習	1	3	夏季	木7・8
英文法律文書作成	1	2	秋B	木7・8
企業法務	1	3	秋A	月7・8
刑事政策	1	2	秋A	土2・3
少年法	1	2	春C	木7・8
自治体法務	1	3	春A・B	土6
民事執行・保全法	1	3	春A	水7・8
国際私法演習	1	3	春C	木7・8

## 「学ぶ側」からみた法学未修者教育

- 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」から-

2020/12/08

弁護士 椛嶋裕之

(日弁連法務研究財団 調査研究担当事務局)

## 第1 本報告の目的

- ・ 「学修者本位の教育の実現」の検討に不可欠な「学ぶ側」の視点
- ・ 調査研究において実施した学生、修了生ヒアリング、アンケートから、「学ぶ側」である未修者の声を紹介

## 第2 調査研究について（別紙参照：資料2-2）

## 1 実施団体

公益財団法人日弁連法務研究財団

## 2 調査研究期間

2018年8月10日から2019年3月29日まで

ヒアリング、アンケートの実施時期：同年10月から12月

## 3 対象とした法学未修者

- ・ 非法学部出身者、社会人経験者の在学生及び修了生  
法学部出身の未修者は対象外  
修了生は司法試験合格者（弁護士）のみ  
合格しなかった修了生は対象となっていない  
非法学部出身者と社会人経験者の相違は未分析

## 4 実地調査対象校

未修者教育について特徴がみられると想定された法科大学院のうち13校  
愛知、金沢、京都、神戸、創価、筑波、名古屋、広島、北海道、明治  
一橋、琉球、早稲田

## 5 調査研究の概要

優れた未修者教育の実例を体系化し未修者教育の改善方策を提言

## 第3 ヒアリング、アンケートの実施概要（別紙参照：資料2-3）

## 1 ヒアリング（84名） いずれも実地調査対象校（全13校）

ア 在学生 49名

イ 修了生 35名

## 2 アンケート（208通）

ア 在学生 99通 実地調査対象校のうち10校

イ 修了生 109通 実地調査対象校を含む35校（募集停止校、廃止校を含む）

### 3 主な質問項目

- ・ 法曹を志望した理由、法科大学院への進学を決めた理由
- ・ 入学当初、法学学修で困ったこと、戸惑ったこと
- ・ 学力向上に有効な学修方法が身についたきっかけ
- ・ 学力向上に有益だった授業、有益でなかった授業とその理由
- ・ 自主ゼミの経験、内容
- ・ 学力向上に役立った学修環境や学修支援制度 など

## 第4 「学ぶ側」からみた法学未修者：ヒアリング、アンケート結果から

### 1 はじめに

- ・ 未修者の多様性や理解度に対応して意見の視点も多様な部分がある
- ・ 回答者の回答時期（1年次、2年次、修了生）による視点の違いもある  
2年進級時に既修者と同程度の学力がついたとする意見は少ない  
アンケート該当者 121 名のうち 25 名（21%）
- ・ 以下は主として未修1年次の状況が前提
- ・ 在学生、修了生の意見について
  - ◎ 大多数が賛同する意見
  - 多数が賛同する意見
  - △ 多数が賛同するとまではいえないが有力な意見
  - ・ その他の意見

### 2 法曹を志望した理由

- △ 現在の業務について法的観点から専門性を高めたい
- △ 親族など身近に法律関係者がいた
- △ 法的紛争など、法的問題を経験した
- △ 資格を取得したい

### 3 入学当初に困ったこと、戸惑ったこと

- 法律用語の意味がわからない
  - △ 外国語のように感じた
  - △ 法律用語辞典の多用
- 教科内容以前のことがわからない
  - 条文、判例の読み方、基本書の選び方、読み方など
- 目の前の授業への対応に終始して学修内容が身につかなかった
  - 自分の学修ができなかった
    - ・ 前期試験まで、前期中間試験まで
- 司法試験合格レベルという最終的なゴールがわからずに目の前の対応に終始した

- 前期期末試験で答案が書けないのではないかという不安への対応に無用な労力を要した
- 入学前に配布された「読んでおくべき入門書、基本書」といったプリントは難しすぎたり、科目によって記載がバラバラで、あまり役に立たなかった

#### 4 授業について

##### (1) 良い授業とそうでない授業

###### ア 良い授業

- △ 学生に適度な緊張感を維持させる授業
- 全体のなかで、現在話している事項の位置付けが明確な授業
- 法学未修者が躓きやすいポイントを踏まえた授業
- 細かい論点や学生に立ち入り過ぎず、判例、通説を中心として基礎的な事項を教えてくれる授業
- △ 事例の検討を取り入れた授業
- △ 判例の読み方や論理を教えてくれる授業
- △ レジューメがしっかりしている授業（復習に役立つ）

###### イ そうでない授業

- ◎ 授業で指名されて答えられないと叱責される授業
- 教員の自説を述べる比重が多い授業
- 学説ばかりを論ずる授業
- △ 基本書の内容をなぞるだけの授業
- △ 色々な考え方があることを説明するが結論の方向性を示さない授業

##### (2) 講義形式と双方向形式

- ・ 講義形式を支持する意見が多いが双方向形式を支持する意見もある  
学修到達度等による傾向
- ・ 講義形式と双方向形式との区別の相対性
  - ・ 講義形式だけど双方向授業のように感じられる授業
  - ・ 教員が学生の名前を覚えていることを評価・教員と学生のコミュニケーションがはかられている授業

##### (3) 予習と復習のバランス

- ◎ 予習、授業、復習、自分の学修のバランスが学生には重要  
授業はそのうちの1つの要素
- ・ 復習重視を支持する意見が多いが予習重視を支持する意見もある  
学習到達度等による傾向
- ◎ 予習課題の出し方に対する不満
  - 分量が多くて時間がかかり過ぎる
  - どこまで深く検討すれば良いか判断がつかない

- 予習課題をこなすのに様々な文献調査が必要となる
- △授業で全く取り上げない内容を予習課題に出す

## 5 正課外での学生への対応

### (1) 教員による面談

- △ 教員による面談を積極的に評価する意見はあまり多くない

### (2) 補助教員の役割

- 補助教員（とりわけ法科大学院出身者）への評価は総じて高い
- ◎ 補助教員による「書く」学修（答案作成ゼミなど）への評価は高い
- △ 司法試験を意識した文章の書き方を学ぶことができる
- 合格者に教わることにより司法試験を意識できる
- 勉強方法をアドバイスしてもらえ、勉強方法について相談できる
- △ 勉強以外の話を聞けるのがためになった
  - ・ 飲み連れて行ってもらって弁護士の楽しさを聞いた
- △ 司法試験合格時点まで付き合いがあった

### (3) 授業録画

- 録画された授業を利用できることについては評価が高い
  - △ 繰り返し視聴することができる
  - △ 1.5倍速や2倍速が利用できることを希望する声

## 6 学生の視点からみた学修への配慮

### (1) 自分の学修

- ◎ 目の前の授業への対応に追われて自分の学修をする時間がとれなかったことを反省
- 授業対応とは別に自分の学修（自主ゼミを含む）を計画的に進めることの必要性

### (2) 「書く」学修

- ◎ 1年次から「書く」学修が必要、効果的という意見が非常に多い
  - 「どうアウトプットするのが最も戸惑う。英語で例えると、ずっとリーディングの授業を受けていて、試験はすべてスピーキングというくらいに差がある。」
- 司法試験対策への有効性
- 理解できている部分とできていない部分を認識できる
  - △ メリハリをもって基本書を読めるようになる
- 添削に対する期待／添削してくれないことへの不満

### (3) 自主ゼミ

- ・ ほとんどの学生が自主ゼミを行っているが、効果的な自主ゼミとそうでない自主ゼミが存在
- 1年次は既修者など、自分より学修の進んだ学生と一緒にやるのが効果的との意見
- △ 授業の予習復習のための自主ゼミはあまり効果的ではないという意見

## 7 高い学修意欲を維持する取組

- ・ 入学して法学部以外の人には必要とされていないと感じた
- ・ いろいろなバックグラウンドを持っている人の方がむしろ挫折していた
- ・ 純粋未修は孤独で情報がない。ネットワーキングを積極的にやって欲しい

## 第5 おわりに

- ・ 「学ぶ側」の声を聞くことの困難さ
- ・ 「学ぶ側」の声を真摯に受けとめて改善を活かすことの重要性
- ・ 法科大学院の垣根を越えた未修者対応の必要性

以 上

## 法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究（概要）

### 第1 調査研究の目的

- ① 各大学の優れた法学未修者教育の実例やその手法を体系化すること
- ② ①で得た知見を基に、教育課程や入学者選抜の在り方を含め、今後の法学未修者教育の改善に向けたエビデンスに基づく提言を行うこと。

### 第2 調査研究の方法

- ① 法科大学院に対する実地調査（13校）  
法科大学院からのヒアリング、授業見学及び授業担当教員、受講学生からのヒアリング、学生からのヒアリング
- ② 非法学部出身者、社会人経験者の学生、修了者を対象としたアンケート
- ③ 法学未修者教育について言及した関係機関、団体による提言の分析
- ④ 法学未修者教育について言及した論文、報告の分析
- ⑤ 上記①～④の結果を踏まえた検討有識者会議、調査研究担当者会議、成果報告書作成会議、事務局会議での検討

### 第3 調査研究結果の概要

#### 1 法学未修者教育の改善方策：前提となる留意点

##### (1) 「法学未修者教育の改善」という課題の位置付け

法学未修者は、法学既修者との間で司法試験合格率、標準修業年限修了率において格差が存する。その原因は、法科大学院志願者の減少、司法試験のあり方の問題などを含めて多角的に検討されるべきであり、法学未修者教育の改善という課題も、そのなかに位置付ける必要がある。

##### (2) 「らせん型」能力修得過程をふまえた取組の必要性

法学未修者（とりわけ初学者である非法学部出身者、社会人経験者）は、既修者に比して、学修方法を身につけることに困難が存すること、法的能力修得過程が「段階的」ではなく「らせん型」であること、孤独感を抱きがちであることなどの特徴がある。法学未修者教育の改善方策については、これらの点を踏まえた検討が必要である。

##### (3) 一体としての改善策を連携して実施する必要性

法学未修者教育の改善は、個々の取組を断片的に実施するのではなく、改善策を一体のものとして構想し、個々の取組を改善策全体のなかに位置付けて実施することが重要である。また、法科大学院執行部、教員、補助教員、学

生という関係者相互において、十分な意思疎通をはかり連携をとって実施することが重要である。

## 2 法学未修者教育の改善方策

### (1) 志願者確保策

法曹という職業に関心を抱いてもらう機会になるような取組，法律学修に対する適性を判断する機会になるような取組，専門実践教育訓練制度の活用等社会人経験者に対する経済的支援の実施などが考えられる。

### (2) 入学者選抜

多様な人材の受入れに積極的であるというメッセージを志願者に対して発する取組を行うことが考えられる。

### (3) 入学前後の取組

学修方法や基本書の選び方，条文・判例の読み方など，法律学修の前提となる事項について情報提供を行うという目的を積極的に位置付けて実施することが重要である。

法律学修の開始時期の前倒しを目的とした入学前の取組は，入学予定者全員に参加を強制できないことから，同取組への参加を当然の前提として入学後の授業が実施されることのないよう配慮が必要である。

### (4) カリキュラム

ア 1年次の法律基本科目の配当は，初学者の立場に立って検討される必要がある。同時期に複数科目が配当される民法については，各授業間の連携と担当教員間の連携がとりわけ重要である。

イ 1年次に事例を中心に扱う授業科目を配当すること，同科目において，事例分析に加えて法文書作成を行わせることが有益である。

ウ 2年次において，法学未修者のみを対象とした科目を配当することも検討されてよい。

### (5) 授業内容・方法

ア 個々の教員が，自らの授業のあり方について常に見直しを行い，改善を図ることが重要である。その際，予習，復習の指示の出し方も視野におくことが必要である。

イ 授業期間終了後だけでなく，授業期間中に授業アンケートを実施することは有益である。

ウ 授業見学の機会や，授業内容・方法に関するFDの機会を定期的に設けることは必須である。その際，教員全員の参加を確保する工夫が必要である。

エ 予習課題や復習課題によって学生が負担加重に陥らないよう，担当教員間

で課題を出す時期や課題の負担感について調整をはかることも検討されてよい。

#### (6) 試験

ア 法文書作成の経験に乏しい法学未修者にとって1年次前期の期末試験をどう乗り切ることが大きな負担となり、1年次前期の学修にマイナスの影響を与えている。この現状を踏まえた対応が必要である。

イ 過去の司法試験短答式試験問題や共通到達度確認試験試行試験の問題を1年次においても授業の内外で活用することが検討されてよい。

ウ 共通到達度確認試験を進級判定の資料として活用するに際しては、同試験の準備のために法学未修者の学修活動のバランスが崩れることのないよう配慮する必要がある。

#### (7) 正課外での学生への対応

ア 教員による学生面談を学生の学力向上のために活用することを検討する必要がある。面談に際しては、前提として学生の学修状況等に関する情報を「学生カルテ」の作成などを通じて教員間で共有することが有益である。

イ 学生の復習等の便宜に供するための授業録画の取組は有益である。より簡便な方策として、授業の録音を行うことも考えられる。

ウ 補助教員の活用が図られるべきである。ゼミの実施や質問対応等による学修内容面でのフォローのほか、学修方法に関するアドバイス、生活面、精神面でのフォロー、学生の状況や意見、改善要求を教員や法科大学院執行部に伝えて学生と法科大学院側との橋渡しを行うことなど、補助教員が果たしうる役割は広汎である。

補助教員の活用には、教員や法科大学院執行部との間で緊密な連携を図ることが重要である。また、一人の学生に対し、入学から修了まで同一の担当補助教員を配置すること、補助教員同士の縦のつながりを通じてそのノウハウを継承することなどが有益である。

#### (8) 学修意欲を維持する取組

ア 非法学部出身者、社会人経験者は、孤独感を抱くことが少なくないことから、1年次の早い時期に、学生同士の交流をはかる機会を積極的に設けることが有益である。

イ 非法学部出身者、社会人経験者は、法曹に対するイメージをもたないまま入学する機会が多いことから、1年次に法曹と交流する機会や、法曹の実務について学んだり実務に触れる機会を設けることが有益である。

### 3 改善方策の実施に向けた課題

#### (1) 法学未修者教育のコストに対する配慮の必要性

法学未修者に対する教育は、法学既修者に比して、手間暇のかかる活動である。司法試験合格率が各法科大学院の社会的評価の最大の指標となっている現状の下、このような法学未修者教育に要するコストを考えるならば、充実した法学未修者教育の実施を、各法科大学院の自主的な努力のみに委ねることは現実的ではない。したがって、法学未修者教育に焦点をあてた継続的、安定的な財政支援の仕組みが検討される必要がある。

#### (2) 教員の負担に対する配慮の必要性

法学未修者教育の改善方策の実施に際しては、教員、補助教員、職員の人的体制の充実のほか、教員間の連携強化や実施事務の効率化、補助教員やICTの活用など、様々な方法を通じて、教員が負担加重に陥ることのないように配慮する必要がある。

#### (3) 認証評価制度との関係

認証評価制度は、法科大学院制度の基本理念を維持し、司法試験合格を主目的とした教育機関に変質しないために重要な役割を果たしてきた制度であり、その意義は些かも揺らぐものではない。しかし、法科大学院教育の現場の状況を踏まえるならば、法科大学院教育の質の向上に向けた取組を円滑に実施するに際して、認証評価基準やその運用のあり方に見直すべき点がないかについては、検討の必要がある。

#### (4) 進行中の改革案との関係

法学部における法曹コースの創設や法科大学院在学中に司法試験受験を可能とする制度の創設など、現在検討中の改革が実現した場合には改善方策の内容も異なってくる可能性があることは留意される必要がある。

### 4 今後の取組：法学未修者教育に関する情報共有と継続的検討の必要性

今後の継続的な取組と情報共有の仕組みとして、法学未修者教育について継続的に調査研究を行うシンク・タンクの役割を担う機関を設けることを提言する。既存の民間団体が当該シンク・タンクの役割を担う機関となり、一定の予算措置の下、国または各法科大学院からの委託により、継続的な調査研究を行うことが、一つの現実的な方策として考えられる。

その際、各法科大学院や法科大学院協会が、同シンク・タンクによる情報収集、調査研究活動に直接関与すると共に、たとえば、法科大学院協会主催のシンポジウムの実施等を通じて調査研究に関する情報の周知、共有化を図るなど、同シンク・タンクと各法科大学院、法科大学院協会が密接に連携することが必要である。

実地調査一覧表

法科大学院名(調査実施日順)	調査実施日	調査内容
1 一橋大学法科大学院	10月17日	法科大学院ヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング 在学生(見学授業受講生)ヒアリング(他学部卒・1年3名、社会人経験者・2年1名)
	11月27日	修了生ヒアリング(他学部卒1名)
	11月28日	修了生ヒアリング(他学部卒2名)
2 筑波大学法科大学院	10月31日	法科大学院ヒアリング 施設見学 在学生ヒアリング(社会人経験者・1年1名、2年2名、3年3名) 授業見学、担当教員ヒアリング
	11月7日	修了生ヒアリング(社会人経験者4名)
3 京都大学法科大学院	11月2日	法科大学院ヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング、受講生ヒアリング(他学部卒・1年2名) 在学生ヒアリング(他学部卒・2年1名、3年1名)
	11月8日	修了生ヒアリング(社会人経験者1名)
	11月13日	修了生ヒアリング(他学部卒1名)
4 北海道大学法科大学院	11月5日	法科大学院ヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング 在学生(見学授業受講生)ヒアリング(他学部卒・1年1名、社会人経験者・1年2名)
	11月6日	授業見学、担当教員ヒアリング
	11月30日	修了生ヒアリング(社会人経験者1名)
	12月3日	修了生ヒアリング(社会人経験者1名)
5 創価大学法科大学院	11月5日	法科大学院ヒアリング 施設見学 授業見学、担当教員ヒアリング 在学生(見学授業受講生)ヒアリング(法学部卒・1年8名)
	11月21日	修了生ヒアリング(社会人経験者1名、他学部卒1名)
	12月3日	修了生ヒアリング(社会人経験者2名)
6 愛知大学法科大学院	11月19日	授業見学、担当教員ヒアリング、受講生ヒアリング(他学部卒・1年2名、法学部卒・1年4名) 在学生ヒアリング(他学部卒・1年2名) 修了生ヒアリング(社会人経験者1名)
	11月20日	法科大学院ヒアリング
7 早稲田大学法科大学院	11月26日	修了生ヒアリング(他学部卒4名、社会人経験者1名)
	12月10日	法科大学院ヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング、受講生ヒアリング(社会人経験者・1年1名、法学部卒・1年4名) 在学生ヒアリング(社会人経験者・1年2名、2年1名)
	12月11日	授業見学、担当教員ヒアリング、受講生ヒアリング(法学部卒・1年4名)
	※1月21日	アカデミック・アドザイバー制度に関するヒアリング
8 広島大学法科大学院	11月28日	修了生ヒアリング(社会人経験者1名、法学部卒3名)
	11月29日	法科大学院ヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング 在学生ヒアリング(法学部卒・1年3名、2年1名、3年2名。うち1年3名、3年1名は見学授業受講者)

9	神戸大学法科大学院	12月6日	法科大学院ヒアリング 修了生ヒアリング(社会人経験者2名)
		12月7日	授業見学、担当教員ヒアリング、受講生ヒアリング(法学部卒・1年15名) 在学生(見学授業受講生)ヒアリング(法学部卒・1年15名) 教員ヒアリング
10	金沢大学法科大学院	12月10日	法科大学院ヒアリング 施設見学 他校からの配信授業見学
		12月11日	修了生ヒアリング(他学部卒1名、社会人経験者2名) 授業見学、担当教員ヒアリング、受講生ヒアリング(他学部卒・1年1名、社会人経験者・1年2名) 在学生ヒアリング(他学部卒・2年2名)
11	琉球大学法科大学院	12月17日	法科大学院ヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング 在学生(見学授業受講生)ヒアリング(社会人経験者・1年2名)
		12月18日	修了生ヒアリング(社会人経験者3名)
12	明治大学法科大学院	12月19日	法科大学院ヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング 在学生(見学授業受講生)ヒアリング(他学部卒・1年1名、2年1名、社会人経験者・1年1名) 修了生ヒアリング(他学部卒2名、社会人経験者2名)
13	名古屋大学法科大学院	12月20日	法科大学院ヒアリング ICT環境についてのヒアリング 授業見学、担当教員ヒアリング、受講生ヒアリング(他学部卒・1年7名、法学部卒・1年7名) 在学生ヒアリング(他学部卒・1年2名、社会人経験者・1年5名) 修了生ヒアリング(他学部卒1名)

註1: 調査実施日はいずれも2018年。ただし、※印のものは2019年。

註2: ヒアリング対象者に社会人経験がある場合は、他学部卒か法学部卒かに関わらず、「社会人経験者」と表記している。



でも取得したことがある。

- ②予備校で基本法についての講座を受講したことがある。
- ③「入学前講座」など，法科大学院が提供する入学前のカリキュラムを受講したことがある。
- ④法科大学院入学前に独学で法律の学習を行った。
- ⑤法律に関する学習は全く行わずに法科大学院に入学した。
- ⑥その他  
( )

問4 法科大学院に進学した理由等に関してお聞きします。

1 法科大学院への進学を決めた理由は何ですか（複数回答可）。

- ①法曹を志望しているから。
- ②その他 ( )

2 (以下の質問は1で①を選択した方のみお答えください。)

① 法曹を志望した理由について具体的に御回答ください。

② 法科大学院への進学を決めた理由は何ですか（予備試験も受験した方は、予備試験専門にしなかった理由を御回答ください。）。

③ 法科大学院への進学を躊躇させた要因があれば具体的に記載してください（例：家庭の事情，仕事，将来のビジョンなど）。

問5 法科大学院への進学を決めた時期はいつ頃でしたか。

- ①高校生以前
- ②大学1年次
- ③大学2年次
- ④大学3年次
- ⑤大学4年次
- ⑥大学5年次以降の大学在学中
- ⑦大学卒業後（⑧⑨を除く）
- ⑧大学院入学後
- ⑨社会人になってから
- ⑩その他 ( )

問6

1 法科大学院への進学を決めた時点において、司法試験合格までの期間をどの程度かかると考えていましたか。

- ①法科大学院修了直後
- ②法科大学院修了から2年以内
- ③法科大学院修了後3年以上5年以内
- ④合格までの期間について全く考えていなかった
- ⑤その他 ( )

2 現時点で、司法試験合格までの期間をどの程度かかると考えていますか。

- ①法科大学院修了直後
- ②法科大学院修了から2年以内
- ③法科大学院修了後3年以上5年以内
- ④合格までの期間について全く考えていない
- ⑤その他 ( )

問7

1 法科大学院入学当初、法学を学習する際に困ったことや戸惑ったことについて具体的にお書きください。

2 「1」のほか、現時点で、未修者として法学を学習する際に困っていることや戸惑っていることがあれば具体的にお書きください。

問8 (以下の質問は2年生の方のみお答えください。1年生の方は問9へ進んでください。)

1 2年進級時点において既修者と比較して、同程度の学力がついていたと感じましたか。また、学力が不足していると感じた場合は、どのような学力が不足していると感じたかお書きください。

- ①既修者と同程度の学力がついていた
- ②既修者より学力が不足している部分があった
- 不足していた学力 ( )

2 (以下の質問は1で②を選択した方のみお答えください。) 現時点で、既修者と比較して、

同程度の学力がついていると感じますか。感じる場合、同程度の学力がついたと感じられた時期はいつ頃ですか。また、学力が不足していると感じる場合は、どのような学力が不足していると感じるかお書きください。

① 2年生前期

② 2年生後期

③ 既修者より学力が不足している部分がある

不足している学力

( )

#### 問 9

1 ご自身の学力向上に有効と思える学習方法が身についていると感じますか。

① 感じる

② 感じない

2 (以下の質問は1で①を選択した方のみお答えください。) ご自身の学力向上に有効と思える学習方法が身についた時期を一つあげるとしたらいつ頃でしたか。またその学習方法が身についたきっかけについて具体的に御回答ください。

① 1年生前期

② 1年生後期

③ 2年生前期

④ 2年生後期

⑤ わからない

⑥ その他 ( )

学習方法が身についたきっかけ

( )

問 10 法科大学院において、自分の学力向上に有効であると思える授業(ゼミ、演習等を含む)はありますか(複数回答可)。ある場合、どういう理由で有効ですか。

① 1年次 科目名 ( )

② 2年次 科目名 ( )

③ ない

有益である理由(御回答いただいた授業毎に御回答ください。)

( )

問 11 授業内容や授業方法についてお聞きします。

1 どのような授業内容や授業方法が、学力を向上させるために有益だと思いますか。またその理由について御回答ください。

2 特に1年次において有益だと思われる授業内容や授業方法がありますか。またその理由について御回答ください。

3 どのような授業内容や授業方法が、学力の向上という観点からみてマイナスだと思いますか。またその理由について御回答ください。

問12 自主ゼミについてお聞きします。

1 自主ゼミを行っていますか。

①行っている

②以前、行っていた

③行ったことはない

2-1 (以下の質問は1で③以外を選択した方のみお答えください。) どのような方法の自主ゼミですか。

①概ね同程度の実力を持った学生同士による自主ゼミ

②勉強の進んだ人がリードする学生同士による自主ゼミ

③正規教員またはチューター、アカデミックアドバイザーなどの補助教員が関与した自主ゼミ

④③以外の修了生や実務家が関与した自主ゼミ

⑤その他 ( )

2-2 (以下の質問は1で③以外を選択した方のみお答えください) どのような内容の自主ゼミですか (複数回答可)

①授業の予習復習

②百選などの判例検討

③事例演習

④答案練習

⑤その他 ( )

3-1 どのような方法の自主ゼミが有益だと考えますか。また有益と考える自主ゼミそれぞれ

れについて、その理由を御回答ください。

- ①概ね同程度の実力を持った学生同士による自主ゼミ
- ②勉強の進んだ人がリードする学生同士による自主ゼミ
- ③正規教員またはチューター、アカデミックアドバイザーなどの補助教員が関与した自主ゼミ
- ④③以外の修了生や実務家が関与した自主ゼミ
- ⑤その他 ( )
- ⑥特に有益と思える自主ゼミはない

有益だった理由

( )

3-2 どのような内容の自主ゼミが有益だと考えますか。また有益と考える自主ゼミそれぞれについて、その理由を御回答ください。

- ①授業の予習復習
- ②百選などの判例検討
- ③事例演習
- ④答案練習
- ⑤その他 ( )
- ⑥特に有益と思える自主ゼミはない

有益だった理由

( )

4 有益ではなかった自主ゼミがあった場合、その方法・内容と、有益でなかった理由を御回答ください。

( )

問13 法科大学院における学習環境や学習支援制度についてお聞きします。

1 授業、自主ゼミのほか、学力向上に役に立っている法科大学院の学習環境や制度がある場合、その理由とともに御回答ください。

( )

2 1のほか、現在は存在しないものの、このような学習環境や制度があれば有益であると考えられるものがあれば、その理由とともに御回答ください。

( )

問14 学習方法や学習上の工夫についてお聞きします。

1 法科大学院における学習において、学力向上に有効と考える学習方法や工夫していることがあればお聞かせください。

2 法科大学院における学習において、学力向上という観点からみてマイナスと思われる学習方法などがあればお聞かせください。

問15 法科大学院において司法試験合格に直結するわけではないけれども法曹になるにあたって有益と考える授業，課外企画，課外活動などがあればいくつでもお書きください。

問16 (この質問は共通到達度確認試験の試行試験を受験された方のみお答えください。) 共通到達度確認試験の試行試験の受験はご自身の学力向上にとって有益でしたか。また、その理由について御回答ください。

①とても有益だった

②ある程度有益だった

③あまり有益ではなかった

④全く有益ではなかった

理由

( )

問17 その他に法科大学院教育について、ご意見がありましたらご自由にお書きください。

質問は以上です。御回答ありがとうございました。

# 法学未修者教育の充実について

## 第10期の議論のまとめ（素案）

### はじめに

#### I. これまでの法学未修者教育に関する施策及び成果

#### II. 課題

#### III. 課題を踏まえた対応策

1. 学修者本位の教育の実現
2. 社会人学生等の実態に配慮した学修体制
3. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働
4. 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善
5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

#### IV. 今後のさらなる検討課題

#### 参考資料

1 はじめに

2

3 【略】

4

5

6

7

8

9

10 Ⅰ. これまでの法学未修者教育に関する施策及び成果

11

12 【略】

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

## 1 II. 課題

2  
3 本委員会は、法学未修者教育の充実について検討するにあたり、まず前提として現行の「3  
4 年を標準とする教育課程」の在り方について改めて確認を行ったところ、以下の意見で一致し  
5 た。

6  
7 ○ 法学未修者と法学既修者は司法試験合格率（累積合格率）に大きな開きがあるものの、司法  
8 制度改革審議会が掲げた「公平性、開放性、多様性の確保」の理念の下、法学未修者と法学  
9 既修者を別課程とすることなく、3年課程を標準とする現行制度を維持することが重要であ  
10 る。

11 ○ 法学未修者として入学した者は、2年次以降は法学既修者と同一課程で学ぶこととなるため、  
12 法学既修者と共に学ぶことのできる能力を着実に身につけられるよう、1年次教育や2年次  
13 進級の在り方について、具体的な改善策が求められる。

14  
15 これを踏まえ、本委員会は、大きく3つの問題意識の下、対応策を検討した。

16  
17  
18 ○現状では、法学未修者の多様なバックグラウンドに十分配慮した教育が必ずしもなされてい  
19 ないため、法学未修者の1年次教育について、学修者本位の教育の実現という視点から、積  
20 極的に充実させる必要があるのではないか。

21  
22 ○法学未修者が2年次から法学既修者と同一課程で学ぶことができるようにするため、1年次  
23 教育の成果を、法学への適性や将来の司法試験合格可能性の観点から客観的に把握・評価し  
24 た上で、2年次に進級できるようにする必要があるのではないか。

25  
26 ○法科大学院の修了生の活躍は、現時点でも法曹を含む多方面に及ぶものの、法曹以外の分野  
27 を含めどのようなキャリアを歩んでいるか必ずしも明らかではない。社会における法的ニー  
28 ズがますます多様化していることを踏まえ、多様なバックグラウンドを有する修了生が多様  
29 なキャリアで活躍できるよう積極的に支援すべきではないか。

### 1 III. 課題を踏まえた対応策

#### 2 1. 学修者本位の教育の実現

3 法学未修者として3年間の教育課程に入学する者の中には、非法学部出身者、社会人経験  
4 者に加え、法学部を卒業したが再度十分な学修を望む者など様々な学生が混在し、同一の教  
5 育課程において、法学に関する学識や専門的能力の水準が異なる者が共に学ぶ点に大きな特  
6 徴がある。多様な者が混在して学ぶことに関する課題は、既に、「法学未修者教育の充実方  
7 策に関する調査検討結果報告」<sup>1</sup>においても指摘されている。こうした多様性に富む法学未修  
8 者に対する教育を充実するためには、個々の学生の経歴や実態に即したきめ細かな指導を行  
9 い、その可能性を最大限に伸長する、学修者本位の教育を実現することが重要である。

10 こうした観点から、今期の議論では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として教育現  
11 場に急速に浸透しつつある ICT の活用や、多くの法科大学院で活用されている補助教員によ  
12 る学修支援、入学前の学修機会の提供、長期履修などに関し、より効果的な在り方について  
13 検討を行った。

14

15

#### 16 (ICT を活用した法学教育の在り方)

17 ○ これまで、法科大学院における ICT の活用に関しては、法科大学院が立地しない地域の居住  
18 者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保すること、地理的制約を超えた法科大  
19 学院間の連携による教育の質の向上などのための重要な手段であると指摘されてきた<sup>2</sup>。こ  
20 れらの目的に加えて、今期の議論においては、法学未修者教育においても、学修者本位の教  
21 育を実現するという観点から、ICT 活用の新たな可能性が見出された。具体的には、録画教  
22 材を活用して学生が自らのペースで学べるようにしたり、講義録画を予習教材とした上で授  
23 業の双方向・多方向性を高める、いわゆる「反転授業」を実現したり、さらには、複数の法  
24 科大学院が協働で教材を開発・活用することで教育資源を有効活用できるようになる、とい  
25 ったものである。

26 ○ 現行制度上、法科大学院を含む大学院教育においては、面接授業に相当する十分な教育効果  
27 が得られる専攻分野に関して、多様なメディアを高度に利用した授業（遠隔授業）を行うこ  
28 とができるとされており、学部教育と異なり履修上限単位数も定められていない<sup>3</sup>。他方、法  
29 科大学院に関しては、「法科大学院における ICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に

<sup>1</sup> 「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」平成 24 年 11 月 30 日（中央教育審議会大学  
分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ）

<sup>2</sup> 「法曹養成制度改革の更なる推進について」平成 27 年 6 月 30 日法曹養成制度改革推進会議決定

<sup>3</sup> 専門職大学院設置基準第 8 条、大学設置基準第 25 条

- 1 関する検討結果」<sup>4</sup>において、多様な遠隔授業のうちサテライト方式<sup>5</sup>については法科大学院  
2 の授業において許容され、モバイル方式<sup>6</sup>についても学生側の通信環境に配慮した上で面接  
3 授業等との併用により活用し得るが、オンデマンド方式<sup>7</sup>については、授業時間外の学修ツ  
4 ルとしては推奨されるものの、双方向・多方向を重視する法科大学院の授業においてはこの  
5 方式で単位認定を行うことは望ましくないとされたことを受けて、オンデマンド方式による  
6 授業が実践されることはなかった。
- 7 ○ しかし、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の中で、法科大学院教育においても、  
8 多様な形で ICT が活用されるようになった。これまで法科大学院教育になじまないと思われ  
9 たオンデマンド方式も必要に迫られ臨時の手段として活用されることとなったが、実際に活  
10 用した大学の関係者からは、オンデマンド方式と双方向・多方向を重視する授業とを両立し  
11 得る様々な可能性が示されるに至った<sup>8</sup>。特に法学未修者の場合、動画を途中で止めたり繰り  
12 返し視聴したりしながら、自らのペースで学び、知識を定着できるという利点のほか、働き  
13 ながら通う社会人学生の場合は、時間や場所の制約なく自らの生活スタイルに合わせて学修  
14 できるという利点が強調されている。一方、全ての授業を遠隔授業に置き換えることにつ  
15 ては、教員と学生間の信頼関係の構築、学生の学修状況の把握、厳格な成績評価の実施等の  
16 面で多くの課題が生じることが指摘されている。今後は、これらの成果と課題を十分に踏ま  
17 え、法科大学院における本質的な双方向・多方向の教育を実現するために、ICT 活用の可能  
18 性を検証していくことが必要となる。
- 19 ○ これらを踏まえ、文部科学省は、オンデマンド方式を用いた授業は望ましくないとしたこれ  
20 までの方針を見直し、オンデマンド方式も法科大学院が行う授業の選択肢の一つとして位置  
21 づけ直すことが望ましい。その際、オンデマンド方式による授業が、より本質的な双方向・  
22 多方向の授業を実現するための一つ的手段として位置づけられることが重要であることか  
23 ら、面接授業に相当する十分な教育効果が認められることが大前提であることについて留意

<sup>4</sup> 「法科大学院における ICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果」平成 29 年 2 月 3 日（法科大学院における ICT（情報通信技術）の活用に関する調査研究協力者会議）

<sup>5</sup> サテライト方式：テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパスや他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態。

<sup>6</sup> モバイル方式：ノートパソコンやタブレット端末等の携帯可能な機器を用いて、授業を実施する教室等以外において、授業を受講する形態。

<sup>7</sup> オンデマンド方式：実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態。

<sup>8</sup> 法科大学院における ICT の活用状況は、同時双方向型による遠隔授業は、コロナ前は、夜間コースを有する一部の法科大学院のみでしか実施されていなかったものの、コロナ禍では約 9 割の法科大学院で実施、約 3 割以上の法科大学院が今後も実施する予定。オンデマンド型動画の配信は、コロナ禍で約 5 割以上の法科大学院が授業として活用、約 6 割以上が欠席者用の補助教材、予復習教材等として活用。（文部科学省令和 2 年度法科大学院関係状況調査より（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第 98 回（令和 2 年 9 月 9 日開催）参考資料）

1 する必要がある。また、これら点は、認証評価においても、適切な対応がなされることが望  
2 ましい。

- 3 ○ 各法科大学院においては、コロナ禍で明らかになった遠隔授業の成果と課題を分析し、ポス  
4 トコロナ期における教育のあり方を検討していくことが期待される。法学未修者教育の充実  
5 の観点からは、オンデマンド方式を活用した予習・復習やそれをもとにした反転授業の導入  
6 は、多様な学生が自らのペースで基礎的な法律知識を定着させた上で、講義形式にとどまら  
7 ない双方向・多方向の授業に取り組むことができ、効果的な学修方法となり得る。教員にと  
8 っても、これまで講義に割いていた時間を演習、起案指導、個別面談、補助教員との連携等  
9 に振り向けることができ、これまで以上にきめ細かい指導が可能となる。また、遠隔授業は、  
10 共有や公開が容易であることから、学内 FD、入学予定者向けの模擬授業・導入授業、法科  
11 大学院間や法曹コースとの連携など、幅広い方面で活用が期待される。他方で、ICT を活用  
12 する場合は、学修意欲の維持や教職員や学生同士の交流確保の観点から、定期的なスクーリ  
13 ングや補助教員などによる実践的な学修支援などと組み合わせたカリキュラムにするなど  
14 の配慮が求められる。

- 15 ○ なお、現在、政府の教育再生実行会議においても、対面教育とオンライン教育のハイブリッ  
16 ド化は論点のひとつとなっており、これらの議論も参考にしながら、法科大学院における将  
17 来的な教育の在り方を模索していくことが重要である<sup>9</sup>。これに関連して、本委員会では、法  
18 科大学院が立地しない地域に居住する法曹志望者や時間的制約の多い有職社会人等に配慮  
19 する観点からも、新しい教育手法を積極的に活用した法科大学院教育の在り方を検討する必  
20 要性について意見があったことにも留意する必要がある。

### 23 【入学前の学修機会の提供】

- 24 ○ 法学未修者は、2 年次から法学既修者と同一の教育課程で学ぶため、1 年間の学修で法学既  
25 修者と同等の基礎的な法学に関する知識・能力を身につける必要がある。しかし、現実には、  
26 2 年次への進級率は6割台にとどまる上、最終的な司法試験合格率（累積合格率）につい  
27 ても法学既修者とは大きな乖離がある。こうした状況への改善策の一つとして、法学未修者が  
28 1 年次の法律基本科目の学修を充実する観点から、履修単位数上限を年間最大 44 単位まで  
29 引き上げることを可能としているが、実際には、学生への過度の負担が生じる懸念等からあ  
30 まり活用されていない<sup>10</sup>。また、法学未修者の中には、教育を受けてもなお、法的な考え方

<sup>9</sup> 教育再生実行会議高等教育ワーキング・グループ第1回（令和2年9月14日）資料4によると、主な  
論点として「対面とオンラインとのハイブリッドによる学修者本位の効果的な教育実践と学修の実質  
化」、「対面とオンラインのハイブリッド化など、ニューノーマルにおける大学教育を実現するための仕  
組みの構築や環境の整備、質保証の在り方」などが挙げられている。

<sup>10</sup> 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26 文科高第 393 号平成 26 年 8 月

- 1 や議論になかなかなじめない学生が一部存在するという意見も依然として少なくない。
- 2 ○ この点、法学未修者にとっては、進学を志望した段階や、入学者選抜に合格したあと実際に
- 3 入学する前の段階で、入学後の教育内容や修了後の進路を見通し、入学後の法律基本科目の
- 4 学びに余裕が生まれるように備える、あるいは、自らの法学への適性のある程度見極められ
- 5 る機会が提供されることが有効となり得る。
- 6 ○ こうした問題意識から、現在でも、多くの法科大学院が入学前の期間を活用している。入学
- 7 予定者に対する導入的な教育としては、憲法・民法・刑法等の法律基本科目のガイダンスの
- 8 実施、直近の司法試験合格者による体験談の提供、法曹三者による仕事内容の紹介、補助教
- 9 員等による個別相談など、各法科大学院の実情に応じて様々に創意工夫されている。
- 10 ○ 法学への適性の把握という観点からは、例えば、法科大学院の講義の「お試し受講」の後、
- 11 講義内容の理解度の確認を行い、結果を本人にフィードバックするような取組も考えられる
- 12 <sup>11</sup>。また、ICT の活用は、遠方の地域から入学する者や時間的制約のある社会人などにもこ
- 13 うした機会提供の可能性を広げるものである。
- 14 ○ 各法科大学院が入学前の学修機会を提供するにあたっては、1年次の教育目標、カリキュラ
- 15 ム、学修到達度を十分踏まえ、1年次教育に円滑に接続されるものとするのが重要である。
- 16 また、入学前の学修は、入学予定者に有効な学修の選択肢を幅広く提供するという、あくま
- 17 で学修者本位のものであり、例えば、全ての入学予定者に対し受講を必須とするなど、事実
- 18 上入学後のカリキュラムの一部を前倒しするような内容や方法は適切ではない。
- 19 ○ 他方、法学未修者であっても、自らの意思と選択によって、入学前に科目等履修生として法
- 20 律基本科目等を学び、単位を取得することも制度上可能であり、この場合、大学院において
- 21 科目等履修生として履修したものであれば、各法科大学院の判断により、入学前既修得単位
- 22 として認定することが可能である<sup>12</sup>。
- 23 ○ 文部科学省は、法学未修者に対する入学前の導入教育に関する優れた取組について把握・公
- 24 表することや、公的支援見直し・加算プログラムにおいて積極的に評価すること等が期待さ
- 25 れる。

26  
27

## 28 **〔補助教員による学修支援〕**

- 29 ○ 法学未修者教育においては、学生の学修到達度に即したきめ細かな支援が重要であるため、

---

11 日)。当該通知に基づき、法学未修者の履修単位数の上限を 36 単位から 44 単位を上限として拡大している法科大学院は 19 校 (35 校中) のみ。上限 44 単位まで引き上げているのはわずか 4 校。(文部科学省令和 2 年度法科大学院関係状況調査より (中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第 98 回 (令和 2 年 9 月 9 日開催) 参考資料)

<sup>11</sup> 後藤昭「お試し受講プログラムの経験」(法曹養成と臨床教育 11 号 (2019 年) 160 頁)

<sup>12</sup> 専門職大学院設置基準第 22 条

- 1 各法科大学院においては、法科大学院修了生や弁護士等の補助教員<sup>13</sup>を活用した学修支援が  
2 広く行われている。補助教員による支援の内容は各法科大学院によって様々であるが、授業  
3 の補助や授業外の論文指導といった学修内容のフォローのほか、学修方法や生活面、精神面  
4 でのフォローなど多岐にわたるものであり、こうした支援が法学未修者教育を底支えしてい  
5 る面もある<sup>14</sup>。
- 6 ○ また、先般の法令改正において、法科大学院における授業の方法等に関し、事例研究、現地  
7 調査、双方向、多方向に行われる討論、質疑応答のほか、論述の能力その他の専門的学識の  
8 応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならない  
9 ことが新たに専門職大学院設置基準に規定された<sup>15</sup>。論述能力の涵養については、司法試  
10 験の過去問やそれに類する事例教材も積極的に活用されるべきとされているが<sup>16</sup>、司法試験  
11 対策に偏重した不適切な授業に該当しないようにする配慮から、正課外における補助教員の  
12 指導が重要な役割を果たしているケースが少なくない。
- 13 ○ しかし、多くの補助教員は、本業の傍らで法科大学院教育に携わっていることもあり、担当  
14 教員との連携や補助教員同士の連携など縦横のつながりが不十分であり、学生指導が補助教  
15 員個人の力量に任されているといった課題が指摘されている。
- 16 ○ そのため、各法科大学院は、法科大学院修了生の弁護士等の協力を得て、論述能力の涵養に  
17 資する実践的な教育その他の法学未修者に対する補助教員による学修支援を組織的かつ機  
18 能的に取り入れることが望ましい。その際、教育課程全体における補助教員の役割や求めら  
19 れる能力、担当教員との連携、学生への指導方法などについて方針を定めた上で、補助教員  
20 に協力を求めることが重要である。また、法科大学院執行部や教員と組織的に連携できる仕  
21 組みや補助教員同士の連携の仕組みを設けるなどの方策も検討されたい<sup>17</sup>。連携にあたって

---

<sup>13</sup> 補助教員は、法令上明確な定義はなく、法科大学院修了生、司法修習生、弁護士等を幅広く含み、名称も、アカデミック・アドバイザー、チューター、メンター、学習アドバイザー、TA など様々である。文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査によると、約9割以上の法科大学院でこれらの者が学生指導にあたっており、授業外におけるゼミの実施等のほか、授業の補助、学習方法や進路についての相談対応などの多様な役割に従事している。（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）参考資料）

<sup>14</sup> 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究成果報告書」（文部科学省平成30年度先導的大学改革推進委託事業）47頁

<sup>15</sup> 専門職大学院設置基準第20条の5

<sup>16</sup> 「法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（元文科高第623号令和元年10月31日）によると、第20条の5は「例えば、論述式の定期考査を実施した上で、その採点結果について答案とともに返却し、学生との質疑応答を通じて、学生が改善点を見だし論述の能力を向上させることなど、多様な方法が考えられ、各法科大学院の創意工夫により行われるべきもの」「司法試験の合格に資するような教育を行うことは、法科大学院の本来の役割」であり、「司法試験の問題であれそれに類する形式の事例教材であれ積極的に活用されるべき」とされている。

<sup>17</sup> 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究成果報告書」（文部科学省平成30年度

- 1 は ICT など活用し、教員や補助教員双方の負担にならないような工夫がなされるとよい。
- 2 ○ 文部科学省においては、法学未修者に対する補助教員による学修支援の優れた取組について
- 3 把握・公表し、公的支援見直し・加算プログラムにおいて評価することが期待される。また、
- 4 補助教員が正課の授業のフォローやそれに付随する論述能力の涵養のための学修支援を行
- 5 う場合の留意事項等を整理し、補助教員による学修支援が法科大学院のカリキュラムの一環
- 6 として組織的・機能的に行われることが可能となるよう、各法科大学院における創意工夫を
- 7 促すことが求められる。
- 8 ○ 法科大学院協会<sup>18</sup>は、関係団体と連携して、補助教員による学修支援の組織的・機能的な活
- 9 用に関する好事例や運用マニュアルなどの情報について、大学の枠を超えて共有が図れるよ
- 10 う主体的に検討されることが望ましい。

### 13 【長期履修制度】

- 14 ○ 長期履修制度は、標準修業年限での修了が困難と認められる学生について、修業年限を超え
- 15 た期間での計画的な履修を可能とする制度で、各大学の実情に応じて活用されているが、法
- 16 科大学院における直近の活用状況をみると、長期履修制度を設けている大学が 13 校、その
- 17 うち実際に制度を利用している学生が存在している大学が 7 校、利用人数は合計で 43 名に
- 18 とどまっている<sup>19</sup>。また、制度の利用申請は、各学生が行う必要があるが、申請時期が入学
- 19 試験出願時や入学手続き時に限定されていたり、申請条件が労働や出産・育児などの事情が

---

先導的・大学改革推進委託事業）47～49 頁で紹介されている好事例。

- ・創価大学法科大学院：「土曜補習」において、補助教員（チューター）同士の縦の連携や教員との組織的・日常的な連携が図られている。
  - ・早稲田大学法科大学院：修了者弁護士であるアカデミック・アドバイザーを数十名規模で配置し、その中から数名の代表者を定めて取組全体の運営を協議するとともに、2ヶ月に1回程度実施される法科大学院執行部との協議を実施している。
  - ・明治大学法科大学院：正規教員によるクラス担任に加えて、修了者弁護士などからなる教育補助講師の一部を副担任として配置している。
- その他、文部科学省令和2年度法科大学院関係調査においては、以下のような工夫例もみられる。
- ・教務委員会等が補助教員のゼミでの指導状況などを把握し必要に応じてフィードバックを行う。
  - ・授業参観や補助教員と担当教員の意見交換会を設定する。
  - ・学生への指導基準（司法試験問題の指導基準、入学前合格者や修了生への指導基準など）を補助教員に明確に示す。

<sup>18</sup> 法科大学院協会は、法科大学院相互の協力を促進して法科大学院における教育水準の向上をはかり、もって優れた法曹を養成し、社会に貢献することを目的として、法科大学院を設置する法人により構成される団体で、平成15年12月に創設された。法科大学院を設置する大学（募集停止校を含む45大学）が会員となっている。（法科大学院協会ホームページより）

<sup>19</sup> 長期履修制度の実施は、35校中13校、実際に長期履修制度を活用している学生がいるのは7校（合計43人）。（文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査より（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）参考資料）

1 ある場合に限定されていたりするケースが多く、例えば、法学未修者が自らの適性や資質に  
2 応じ、1年の教育課程につき、1年を超える期間にわたってじっくり履修したいといった場  
3 合には活用できない状況となっている。しかしながら、現状、法科大学院の1年次から2年  
4 次への進級率が6割台にとどまっていることや、今後導入される在学中受験資格を得るため  
5 には2年次終了時点までに司法試験科目の学修を終える必要があること等を踏まえると、法  
6 学未修者の適性、意欲、能力等に応じて、1年次における学修につき、1年を超える期間に  
7 渡って延長することを積極的に認めることが検討されてよい。

8 ○ こうした現状を踏まえて、各法科大学院においては、学生により多様な学修計画の選択肢  
9 を提供するために、長期履修制度について、学生の適性に応じた活用を認めることや、1  
10 年を超える履修期間の延長、入学直後だけでなく1年次終了時<sup>20</sup>など一定の学修経験を経た  
11 タイミングで履修計画を立て直すことを認めるなど、学生の状況に応じてより柔軟に活用  
12 すべきである<sup>21</sup>。その際は、奨学金制度の適切な運用にも配慮することが重要である<sup>22</sup>。

13

14

---

<sup>20</sup> 共通到達度確認試験の結果を踏まえて判断することも考えられる。

<sup>21</sup> 長期履修制度利用者の平均履修期間は、筑波大学、九州大学、日本大学、関西大学が4年、琉球大学、駒澤大学、福岡大学が5年となっている。また、例えば筑波大学では、1年次終了時に制度利用申請することを認めている。(文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査より(中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回(令和2年9月9日開催)参考資料)

<sup>22</sup> (独)日本学生支援機構奨学金の貸与期間は、第一種(無利子)奨学金(月額5万円/8.8万円)については標準修業年限期間までであるが、第二種(有利子)奨学金(月額最大22万円)については長期履修課程の修業年限の終期までとなっている。

## 2. 社会人学生等の実態に配慮した学修体制

法学未修者の中には、既に、他学部での学びや社会人経験者等を通じて様々な分野の知識や経験を有し、それらの専門性を強みとして、さらに法学の知識と実践力を身につけるために法科大学院に進学する者が多い。法律に関しては、基本的には初学者であるため、とくに1年次は法律基本科目の効率的な学修、十分な学修時間の確保、学修意欲の継続などが切実な問題となっており、各法科大学院は、学生の実態やそれぞれの学修進度に配慮した丁寧な学修指導が求められる。

また、働きながら学ぶ社会人学生の場合、法科大学院の教育に当てられる時間が極めて限られているため、夜間主コースを有する法科大学院は、カリキュラム設定や学修指導において、固有の課題を抱えているのが現状である。

### 〔ICTを活用した法学教育の在り方〕

【再掲】

### 〔長期履修制度〕

【再掲】

### 〔法律基本科目の学修に注力できるような工夫〕

- 法学未修者が法律基本科目に注力して学べるようにするためのひとつの対応として、入学時に十分な実務経験等を有する者については、大学がそれまでの実務経験等を把握・評価した上で適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することも可能としている<sup>23</sup>。しかし、実際にこの仕組みが活用された事例はほとんどなく、その理由としては、特定分野での実務経験を有する場合は、当該分野を強みとした法曹を目指すため、むしろ、当該分野を展開・先端科目として積極的に履修したいと考える者が多いことや、法科大学院が「十分な実務経験」をどのように確認すべきか判断しづらいといったことが挙げられている。

また、一定の実務経験をもって、展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修することについても、現実には、そうした学生が追加的に履修可能な法律基本科目の授業を開講することは容易ではなく、例えば、働きながら通う社会人学生が多く在籍する法科大学院からは、むしろ、学生が有する実務経験は、その分野における知識や能力の証でもあること

<sup>23</sup> 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26文科高第393号平成26年8月11日）。

- 1 から、実務経験をもって展開・先端科目の履修免除を行えるようにすることが適当との声  
2 も聞かれる。
- 3 ○ 他方、法学系以外の学部出身者については、入学時点で、隣接科目によって獲得すること  
4 が期待される能力や広い視野を既に有していると認められることから、基礎法学・隣接科  
5 目群の履修の在り方を再検討することが適当との意見がある。
- 6 ○ こうした点については、今後も、実態を十分に把握・検証することが重要であり、文部科学  
7 省及び各法科大学院においては、学修者本位の観点から、他学部出身者や社会人経験者が  
8 有する多様な経験や学びの成果を法科大学院教育で評価する手法を検討し、法律基本科目  
9 の学修に注力できる環境を整えることが望ましい。
- 10

### 3. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

法学未修者教育の充実に関しては、既に、各法科大学院で様々な取組が行われているが、それらを可視化し、お互いに共有することで、全国的な教育水準の向上につなげていくことが重要である。特に、ICT を活用した先進的な取組などは、複数の法科大学院が連携することで、予算、時間、人的資源などをより効率的に活用し、効果の高い継続的な取組につなげることが可能と考えられる。こうした協働は、例えば、複数の法科大学院における合同のゼミやスクーリングなど法科大学院を越えた学生交流の活性化や、学生が自校に閉じることなく広い世界で切磋琢磨できる環境の提供などにもつながっていくものである。

#### 〔法学未修者教育についての継続的な検討〕

- 法学未修者教育の充実に関しては、これまでも様々な対応を行ってきたが、なかなか目に見える成果に結びつかない原因のひとつとして、法科大学院間で十分な連携や協力がなことが本委員会でもたびたび指摘されており、法科大学院間の差が大きいのが現状である。
- 法学未修者教育は、すべての法科大学院で行われており、直面する課題には共通するものも多いため、それぞれの取組を可視化し、互いに共有して切磋琢磨できる環境を整えていくことが重要である。この点、本委員会において委員から提案のあった導入的な講義動画の共有などは、法学未修者に適した教育の在り方を、各法科大学院の教員がともに議論し、高め合っていくための大きなきっかけとなり得るものであろう。提案された講義動画は、法的思考の流れ、条文の読み方、学説・判例を学ぶ意義や判例の読み方、法律問題の解決の流れ、民法科目を学ぶ意義について、段階的に学修することを目標とされており、委員からは、こうしたスモール・ステップの原則に基づく構成は効果的であること、目標を共にする法科大学院間で共有が可能であること、知識のインプットをもとに双方向の講義がより深まること、その点は、法学既修者にとっても新たな教育として可能性があること、入学前の法科大学院志望者に対する情報提供にもなり得ること等、様々な好意的な意見が挙げられた。
- まずは、法科大学院協会を中心として、法学未修者教育の課題、方策、今後の在り方について継続的に議論する場を設けることが求められる。教育内容、教育方法（ICT 活用を含む）、補助教員等の活用など幅広い分野について、各法科大学院からの教育コンテンツ・手法の収集、精査、共有、教員や補助教員の FD の活性化などを行い、各法科大学院における法学未修者教育の充実を促し、併せて全国的な教育水準の底上げを目指していくことが期待される。

## 4. 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善

法学未修者が2年次から法学既修者と共に学び、高め合っていくことができるようにするため、1年次終了時点で獲得しておくべき知識や能力の基準を明確にし、それらが身に付いたかどうかを客観的に判断した上で2年次に進めるようにするとともに、学生自身が1年次終了時点での自らの学修進度を見つめ直し、その先の学修の充実・改善に役立てられるようにすることが重要である。

共通到達度確認試験は、各法科大学院が全国共通の試験結果を通じて客観的に進級判定を行うことができるよう、平成26年度から5回の試行を重ね、令和元年度から本格実施された<sup>24</sup>。現在、すべての法科大学院で2年次への進級判定の一材料として活用されているものの、具体的な活用方法は、法科大学院ごとに様々であり、司法試験合格可能性との相関をはじめとして各法科大学院の進級判定基準が妥当であることが必ずしも客観的に説明できる状況には至っていない<sup>25</sup>。また、共通到達度確認試験を通して、学生の到達度や理解度を分析し、各科目の授業の見直し、教材開発、FD、学生の個別指導などに活かしていくことも有効かつ重要であるが、そうしたことを実践している法科大学院は、まだ一部にすぎない。

### 〔共通到達度確認試験の今後の活用方策〕

- これまでの共通到達度確認試験の試行試験の結果を分析すると、司法試験（短答式試験）の得点率と一定の相関関係にあることから<sup>26</sup>、共通到達度確認試験の結果をもって司法試験合格の可能性を統計的に予見することができる。そのため、文部科学省は、今後も、共通到達度確認試験の結果と司法試験（短答式試験）結果の相関分析を実施・公表することが求められる。
- 各法科大学院においては、共通到達度確認試験結果をもとに、1年次教育の成果を分析・検証するとともに、学生が2年次以降の学修目標を明確にもって進級できるよう、学修・進路指導の充実を図ることが重要である。また、進級判定は、共通到達度確認試験と司法試験（短答式試験）の結果の全国的な相関分析結果を踏まえつつ、客観的に行うことが求められる。

<sup>24</sup> 法学未修者の教育の質の保証の観点から、各法科大学院が客観的に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎として、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とするために実施という趣旨のもと、憲法、刑法、民法の3科目について短答式（正誤式、多肢選択式）で実施。

<sup>25</sup> 例えば、共通到達度確認試験の結果を進級判定として活用する場合、その基準の設定の仕方は、各科目の成績の上位〇%、下位〇%、全国平均点とするなど、各法科大学院によって様々である。

<sup>26</sup> 平成27年度から29年度に共通到達度確認試験を受けた学生の同試験の得点率と、当該者が受けた司法試験短答式試験の得点率の関係を分析したところ、憲法、民法、刑法のいずれに科目においても、相関係数が0.38～0.48程度あり、一定の相関関係があることが分かっている。（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第97回(令和2年7月7日開催)資料3別添資料8より)

- 1 進級判定基準の妥当性や試験結果を踏まえた教育改善については、認証評価においても、各  
2 法科大学院の実績に照らして客観的に分析・改善が行われているかという観点から検証され  
3 ることが望ましい。
- 4 ○ 共通到達度確認試験管理委員会<sup>27</sup>においては、引き続き、同試験の問題の内容や水準等につ  
5 いて検証されたい。本委員会としても、その検証結果を踏まえ、法学未修者教育の充実の観  
6 点から、共通到達度確認試験の中長期的な在り方について、継続的に検討していくこととす  
7 る。  
8

---

<sup>27</sup> 共通到達度確認試験は、共通到達度確認試験管理委員会が実施主体となっている。同管理委員会は、法科大学院協会と公益財団法人日弁連法務研究財団から組織されるものである。

## 1 5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

2 法科大学院は、法曹養成制度の中核を担う機関として、これまで多くの修了生を輩出してきた。  
3 産業構造やビジネスモデルが大きく転換する時代にあっては、法学に精通した者が社会的に果た  
4 す役割は極めて重要であり、法曹はもちろんのこと、多様なバックグラウンドを強みとして新た  
5 な課題に対応できる法律の専門家が求められている。法学未修者は、まさに、社会が求める人材  
6 であり、各法科大学院は、こうした人材を発掘し、法科大学院教育を通じて法学の専門家として  
7 育成し、社会に送り出す段階まで責任を持つことが重要である。法学未修者は、様々なきっかけ  
8 で法学を学ぶ必要性を感じ、自らの目標を設定した上で法科大学院に進学する者が多い。各法科  
9 大学院は、そうした一人一人のキャリアプランを尊重・支援するとともに、民間企業や自治体、  
10 公益団体、国際機関等の職域も含めて、法科大学院修了生の活躍先と積極的に連携し、修了生を  
11 送り出すことが求められている。法科大学院教育の成果を幅広く社会に還元することは、新たな  
12 法曹志望者の増加にもつながり、それは結果として、質・量ともに豊かなプロフェッションの養  
13 成の実現につながる。

14  
15

### 16 【法科大学院教育の成果の社会還元】

17 ○ 法科大学院修了生のキャリアは、近年ますます多様化しており、文部科学省の調査<sup>28</sup>におい  
18 ても、修了生の就職先の約5割が法律事務所であるのに対し、公的機関や民間企業は併せて  
19 約4割に及ぶ。こうした就職先における法科大学院修了生に対する評価は高く、とくに、修  
20 了生の危機管理・法的リスクへの対応力、業務上の法的問題の処理能力、コンプライアンス  
21 の向上、外部と戦略的な交渉力などが期待されている。また、近年、法曹資格の有無にかか  
22 わらず法科大学院修了生を採用したいと考える企業が増加傾向にあり<sup>29</sup>、実際、法曹資格を  
23 有しない修了生の7割以上が公的機関や民間企業に就職している<sup>30</sup>。民間企業において、将  
24 来的に戦略事業、経営企画等の企業の中核的役割を担う人材となることを期待し、法的素養  
25 を強みとする法科大学院修了生を採用する背景には、経営法務人材と呼ばれるような、法令  
26 全般の基礎的な知識に加え、ビジネス上の分析力、交渉力、ITリテラシースキル等を有し、  
27 企業内プロフェッショナルとして組織と専門性の二重のコミットメントができる人材への  
28 ニーズの高まりがある<sup>31</sup>。

<sup>28</sup> 「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（文部科学省平成28年度先導的の大学改革推進委託事業）132、166～171頁。

<sup>29</sup> 企業の法務担当者の採用（配属）の方針において、8.8%（平成22年）から24.4%（平成27年）に増加。（「会社法務部第11次実態調査の分析報告」平成28年9月（株）商事法務107頁）

<sup>30</sup> 「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（平成28年3月文部科学省先導的の大学改革推進委託事業）

<sup>31</sup> 「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書」令和元年11月経済産業省

- 1 ○ こうした社会の動向を踏まえ、文部科学省や各法科大学院は、関係企業や公的機関などと積  
2 極的に連携し、法科大学院修了生を多様な分野に送り出し、法科大学院教育の成果を社会還  
3 元することが求められる。各法科大学院は、法曹にとどまらず民間企業等を含めた多様な修  
4 了生採用ニーズを積極的に把握・開拓し、在学生や修了生のみならず、将来的な法曹志望者、  
5 潜在的な法科大学院志願者に対して的確に情報提供することが期待される。

6  
7

#### 8 **〔修了生の多様なキャリアに関する広報〕**

- 9 ○ 法学未修者は、例えば、医療、福祉、教育、金融、行政事務等、社会人経験の中で様々な課  
10 題に直面しつつ、それを法律的に解決・予防したいという意欲を持って法科大学院に入学す  
11 る者も多い。本委員会においても、多方面で活躍する法学未修者として、例えば、一級建築  
12 士から不動産や建築事件で活躍する弁護士となった者、航空宇宙工学研究から宇宙ビジネス  
13 の法的支援や特許関係で活躍する弁護士となった者、自らが続けてきたスポーツでの経験をも  
14 とに、スポーツ分野で活躍する弁護士となった者、さらには法曹資格を有さずとも金融機  
15 関の商品開発等で法的素養を活かし活躍する者などが紹介された<sup>32</sup>。
- 16 ○ こうした多彩なキャリアストーリーは、法曹の魅力を広く社会に発信できるとともに、潜  
17 在的な法曹志望者の増加にもつながるものであり、文部科学省や各法科大学院をはじめとする  
18 法科大学院関係者は、お互いに連携・協力し、積極的に広報活動を行う責務がある。

19  
20

#### 21 **〔法科大学院の学びの成果の積極的な発信〕**

- 22 ○ 令和元年の法令改正により、法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を  
23 有する多様な入学者確保に資するために、法科大学院の教育課程、成績評価の在り方、修了  
24 者の進路状況などについて、各法科大学院が公表することが規定された<sup>33</sup>。現状では、修了  
25 後の進路は網羅的には把握されておらず、特に法学未修者の場合、「司法試験合格」、「受験  
26 勉強中」のほかに、「不明」という割合が高く、その割合は修了後1年目で約30%、修了後  
27 5年目で約40%となっている<sup>34</sup>。法学未修者の司法試験累積合格率が5割弱にとどまる中、  
28 最終的に司法試験に合格できなかった修了生については大学としてその後の進路状況を捕  
29 捉しにくい面があることも事実であるが、一方で、法科大学院での学修成果としての修了生  
30 の進路を着実に把握することは大学の責務であると同時に、上述の通り、法科大学院修了そ

<sup>32</sup> 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

<sup>33</sup> 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条

<sup>34</sup> 文部科学省令和元年度法科大学院関係状況調査（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第97回（令和2年7月7日開催）資料3別添10）

1            のものが社会的に高く評価されていることを踏まえれば、法曹資格の有無にかかわらず、各  
2            法科大学院は、全ての修了生の進路を責任を持って把握し、支援することが求められる。  
3    ○   法定事項の公表については、認証評価においても確認されることとなるが、各法科大学院に  
4            おいては、単に最低限の情報を公表するにとどまらず、潜在的な法曹志望者はもとより広く  
5            社会に対し、法科大学院の存在意義や成果にかかる情報を積極的かつ幅広く提供する姿勢が  
6            期待される。とりわけ、修了者の進路状況については、司法試験合格実績の数値のみならず、  
7            法曹以外の就職先の情報も発信することが重要であるほか、学修の成果についても、就職後  
8            にこそ活かされる（司法試験科目にとどまらない）法科大学院ならではの学びの成果などに  
9            ついて、例えば修了生の生の声を通して発信するなどの工夫が期待される。

10

11

12

#### 13   **IV. 今後のさらなる検討課題**

14

15            【略】

16

17

18

19

20

#### 21   **参考資料**

22            【略】

## 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」について

### 1. プログラムの趣旨

- 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」は、法科大学院教育全体の質の向上を目指すため、平成26年度に導入し、以後も不断の見直しを行いつつ、法科大学院間のメリハリある予算配分を実施。
- 各法科大学院において、それぞれの実情に応じ5年間（令和元年度～令和5年度）の機能強化構想とそれを実現するための具体的な取組を検証可能な数値目標とともに設定し、教育の改善・充実に努めているところ。

### 2. 令和3年度以降の取扱いについて

- 令和2年6月、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会の議論も踏まえつつ、文部科学省において、「法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）」（※）を取りまとめたところ。今後は、各法科大学院において、自大学の数値目標の設定に際し、当該KPIを参照されることが期待されている。
 

また、現在、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、「法学末修者教育の充実について」議論いただいているところでもあることから、末修者教育の充実の観点から、優れた成果を上げている法科大学院を評価することで、法科大学院教育全体の質の更なる向上・底上げを図ることも求められるところ。
- ついては、「法学末修者の司法試験の合格率」と「修了直後の司法試験の合格率」において、「基礎額算定」の指標に新たな加点項目を導入することとした。
- なお、司法試験合格率における「全国平均以上」など、段階的な指標は引き続き適用し、きめ細やかな評価を実施。

#### （※）法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）

- 法科大学院等全体としての司法試験合格率目標
  - （1）累積合格率
    - a. 全体
      - ・令和6年度（2024年度） 70%以上
      - ・令和11年度（2029年度） 75%以上
    - b. 末修者
      - ・令和6年度（2024年度） 50%以上
      - ・令和11年度（2029年度） 55%以上
  - （2）修了後1年目までの司法試験合格率（在学中合格含む）
    - ・令和6年度（2024年度） 50%以上
    - ・令和11年度（2029年度） 55%以上
  - （3）法曹コース修了者のうち、学部3年で進学した者の修了後1年目までの合格率（在学中合格含む）
    - ・令和6年度（2024年度） 65%以上
    - ・令和11年度（2029年度） 70%以上
- 法科大学院入学者数目標
  - ・令和6年度（2024年度） 2,000人以上
  - ・令和11年度（2029年度） 2,200人以上

# 基礎額算定率設定の指標の追加

別紙

指標			点数
①	司法試験の合格率	直近5年間の修了者に係る累積合格率 <sup>※1</sup> が全国平均以上 (直近5年間の修了者に係る累積合格率が70%以上 +4点) (直近5年間の修了者に係る累積合格率が60%以上 +2点)	4点
		直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合	2点
		・下記以外 ・直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均半分未満の場合	0点
②	法学未修者の司法試験の合格率	直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均以上 <u>(直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が50%以上 +2点)</u>	4点
		直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合	2点
		・下記以外 ・全国平均の半分未満	0点
③	修了直後の司法試験の合格率	法科大学院修了後1年目の司法試験合格率(既修・未修合計)について 「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回以上 <u>(「合格率が50%以上」が直近3年間のうち2回以上 +2点)</u>	4点
		「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回未満の場合	2点
		・下記以外 ・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続	0点
④	入学者選抜における競争倍率	2.0倍以上	4点
		1.75倍以上かつ2.0倍未満	2点
		1.5倍以上かつ1.75倍未満	1点
		1.5倍未満	0点
⑤	入学者数	下記以外	2点
		3年連続して入学者数が10名未満である場合	0点
⑥	夜間開講	別に示す条件を全て満たした上で実施 <sup>※2</sup>	2点
		上記以外	0点
⑦ <sup>※3</sup>	地域配置 <sup>※4</sup>	同一都道府県内に2校以下	2点
		同一都道府県内に3校以上	0点
	又は..... 夜間開講 <sup>※5</sup>	実施	2点
		実施せず	0点

※1 各法科大学院の修了者のうち、法科大学院修了資格をもって司法試験を受験した者の実数に対する司法試験の合格者数の割合。

※2 別に示す条件は以下のとおりとする。

- ・直近の社会人入学者数が10名以上かつ割合が全国平均以上であること。
- ・夜間開講実施科目を録画し、自習用教材として学生の利用に供すること。
- ・自習室を近隣の公共交通機関運行終了の直前まで開室すること。(コロナ禍を踏まえ、当該条件は当面の間適用しないこととする。)
- ・直近の司法試験合格率が全国平均の半分以上であること。

※3 ①～⑥の指標によって分類を行った際、第3類型に該当する場合に適用。

※4 本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。

※5 本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

【現行と変更後の指標の類型】

類型	現行	変更後
第1	18~24点	21~28点
第2A	14~17点	16~20点
第2B	9~13点	10~15点
第2C	5~8点	6~9点
第3	0~4点	0~5点

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」における  
加算の評価方法等について

令和2年9月16日  
法科大学院公的支援見直し  
強化・加算プログラム審査委員会

○令和元年度（2019年度）「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」より、以下の通り加算方法の見直しを行ったところ。

- ・各法科大学院（以下「L S」という。）の理念や目指すべき方向性に基づき、今後5年間の機能強化構想及びそれを実現するための具体的な取組（以下「機能強化構想等」という。）を、客観的に検証可能な目標（以下「K P I」という。）とともにパッケージとして評価。
- ・パッケージ全体の評価結果を得点化し、得点率に応じて配分率を決定。

○各年度の評価の観点について

令和元年度 (2019年度)【済】	令和2年度 (2020年度)【済】	令和3年度 (2021年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・改革構想の評価</li> <li>・K P Iの設定状況</li> <li>・継続する取組の進捗状況評価</li> </ul> <p>～平成30(2018)年9月までの取組を評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 機能強化構想等の改善状況</li> <li>(2) K P Iの実質化・改善状況</li> <li>(3) 具体的取組やK P Iの進捗状況</li> </ul> <p>平成30(2018)年10月～令和元(2019)年9月までの取組を評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的取組やK P Iの進捗状況を中心に評価</li> </ul> <p>令和元(2019)年10月～令和2(2020)年9月までの取組を評価</p>

- ・令和3年度は、各L Sが策定した令和元年度～令和5年度の機能強化構想を実現するための具体的な取組やK P Iの進捗状況を中心に評価を行う。

○評価期間について

- ・令和3年度評価においては、以下の期間における機能強化構想実現のための各取組やK P Iの進捗状況及び実績について、評価を行う。

【対象となる評価期間】

令和元(2019)年10月～令和2(2020)年9月

○評価方法について

※ 参考資料「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム評点イメージ」参照

今回の評価対象期間においては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、司法試験の実施時期が延期されたほか、各大学において学内施設の利用が制限され、対面授業の実施が困難となったこと等により、全てのLSにおいて、計画に沿った取組の実施やKPIの実績値の算出が困難となっている部分がある。このため、以下のとおり、KPIの実績値の算出可否に応じた実績評価を行うこととする。

なお、評価に当たっては、KPI実績値の算出が可能な取組も含め、新型コロナウイルスの影響により、各LSにおいて、通常とは異なるスケジュール及び手法による教育研究活動が行われていることに十分に配慮しつつ、柔軟な評価を行うこととする。

(1) 実績評価（実績値が算出可能な取組について）

「今後5年間の機能強化構想」の実現に向けて、令和元年10月～令和2年9月における各取組やKPIの進捗状況及び実績が計画どおりとなっているかをS・A・B・Cの4段階で評価。

S（5点）：	・計画を上回って進捗している。
A（3点）：	・計画通り順調に進捗している。
B（1点）：	・必ずしも順調に進捗しているとは言えないが、今後の取組状況により目標は十分達成可能。
C（0点）：	・順調に進捗しているとは言えず、更なる工夫が必要。

(2) 実績評価（実績値が算出困難な取組について※）

※ 令和2年の司法試験合格率に関するもののほか、後述の海外渡航又は海外からの受入れに関するもの、国内の他大学との連携に係る取組や企業へのエクスターンシップに関するものなど。

審査委員会においては、各LSの自己評価、計画の取組区分ごとの各LSの取組状況、自己分析、特筆すべき事項を総合的に勘案し、計画の進捗状況をS・A・B・Cの4段階で評価。

S（5点）：	・計画を上回って十分な取組を実施できている、もしくは計画の達成のため期待された以上の工夫した取組ができている。
A（3点）：	・計画に沿って取組を実施できている、もしくは計画の達成のため工夫した取組ができている。
B（1点）：	・計画に沿って取組の一部を実施できている、もしくは計画の達成のため工夫した取組が一部できている。
C（0点）：	・計画に沿って取組が実施できていない、もしくは計画の達成のための工夫した取組ができていない。

### (3) 加算率算定の評点の算出方法について

(1)(2)の取組ごとの実績評価に重要度を乗じて合計したものを「実績評価点」(最高5点)とする。加算率算定の評点は、「実績評価点」とし、その評点に応じ以下の区分でS+~Cまでの6段階で総合評価をする。

加算率算定の評点	総合評価
4.5点以上	S+
3.5点以上4.5点未満	S
3.0点以上3.5点未満	A+
2.0点以上3.0点未満	A
1.0点以上2.0点未満	B
0点以上1.0点未満	C

※加算率については、総合評価の結果に基づき、予算編成過程において決定する。

#### ○特別加算枠について

昨年度と同様、全LSが参加して令和元年度から本格実施された共通到達度確認試験の試験結果を進級判定の資料の一つとして活用し、未修者教育の改善・充実と質の保証を促進するLSの取組を支援する。

※加算方法及び加算額については、予算編成過程において決定する。

○海外渡航又は海外からの受入れに関するもの、国内の他LSとの連携に関する取組や企業へのエクスターンシップに係るものなど、次年度以降もコロナ禍の影響が及ぶ懸念のあるKPIについては、本年度は上記(2)の実績評価を実施するが、次年度に向けて必要に応じKPIの変更を認める。

※ 変更に係る十分な検討期間を取ることがスケジュール上困難であるため、次年度評価からの変更とする。

変更を行う場合については、令和3年3月末までにKPIを設定し、次年度は令和2年10月~令和3年9月までの取組を評価する。

KPIの変更方法の詳細については、別途連絡する。

#### ○ヒアリングについて

- ・5年間の機能強化構想の計画初年度(令和元年度予算分)は、全てのLSに対して網羅的にヒアリングを実施。
- ・2年目(昨年度)は、LSを開設していない大学が設置する法曹コースと法曹養成連携協定を締結しようとしている(大幅な計画変更がある)LSなど、ヒアリングが必要と考えられる11校のみに対して実施。

→ 昨年度の審査以降、大幅な計画変更を予定しているLSがなく、各LS・審査側の負担にも考慮し、ヒアリングは実施しないこととする。

## 法学未修者教育の充実に関する審議スケジュール

### 2020(令和2)年

#### ○第100回

本日12月8日(火)13:00～15:00

筑波大学ヒアリング

日弁連法務研究財団ヒアリング

第10期における議論のまとめ(素案)について議論

### 2021(令和3)年

#### ○第101回

1月18日(月)10:00～12:00

第10期における議論のまとめ(案)について議論

#### ○第102回(第10期最終回)

2月3日(水)10:00～12:00

第10期における議論のまとめ(案)について議論、取りまとめ

**法学未修者教育の充実について**  
**論点ごとの御意見**  
**【第99回に頂いた御意見を追記（青字）】**

※複数の論点に関わる御意見は、双方に掲載。

- <論点1> 法学未修者と法学既修者として法科大学院教育への入り口時点の状況は異なるものの、2年次以降は同一の課程で共に学ぶこととしている現行制度について、見直す必要性はあるか。
- <論点2> 現行制度上、2年次以降は同一課程でありながらも、法学未修者と法学既修者との間には習熟度や成長曲線に明らかな格差がみとめられ、それが最終的に司法試験合格率の差にも反映されている現状を踏まえて、特に法学未修者の1年次の教育をどのように改善するか。

〔3年を標準とする教育課程〕

- 法学未修者と法学既修者は司法試験合格率（累積合格率）にも大きな開きがあるが、法学未修者と法学既修者の教育課程を完全に分離する制度は適切ではない。そのため、特定の法科大学院に法学未修者の受け入れを集中させたり、法学既修者のみを受け入れる法科大学院を認めたりするべきではない。司法制度改革審議会が掲げた「開放性、多様性、公平性の確保」の理念の下、法学未修者と法学既修者を別課程とすることなく、3年課程を標準とする現行制度を維持すべきである。
  
- 法学未修者として入学した者は、これまでと同様に2年次以降では法学既修者と同一課程で学ぶことを前提とすれば、2年次進級時点で法学既修者と共に学べるだけの資質・能力を着実に担保していくことが必要であり、1年次教育の在り方や2年次進級判定について、具体的な改善策が求められる。

＜論点3＞入学時点において法学に関する学識には差があるが、多様なバックグラウンドという強みを有する法学未修者に対し、個人の特性に応じた柔軟な学修メニューの提供やきめ細かな学修支援を行う上で、どのような課題があるか。その課題を解決するために必要となる方策としては、補助教員の活用など、どのようなものが考えられるか。

#### 〔法学未修者の多様な経歴を踏まえた対応〕

- 法学未修者コースに在籍する者は、非法学部出身者、社会人経験者に加え、法学部卒だが再度十分な学修を望む者など様々であるため、それぞれの実態を踏まえつつ、中でもどのような人々に焦点を当てるべきかを考えた上で対応策を検討することが重要ではないか。
- 論点4は仕事を続けながら学ぶ人を対象としているが、働きながら法科大学院に通う学生はもちろんのことであるが、他方、それだけでなく、法学部ではない学部の出身者が安心して法科大学院を目指してもらえるよう、未修者教育の充実や魅力を増していく方向性で議論してきたと認識している。

#### 〔ICTを活用した法学教育の在り方〕

- コロナ禍で得られた遠隔授業の知見や実績も活かし、「オンラインでできること」「対面でできること」、すなわち、ICTの利便性を活用してより効率化できる部分はどこか、また特に法学未修者に対しては適切な対面指導として譲れない部分はどこか等をしっかり見極めて、対面教育と遠隔教育(オンデマンド型を含む)のハイブリッド型を模索していくことが重要ではないか。その際、学生側からの意見を十分取り入れていく必要がある。
- ICTによる教育の場合、人数制限は不要になる可能性があるのではないかと(現在は、法律基本科目について50人以下(設置基準第20条の4))。例えば、あるクラスでの本質的な質疑がなされた場合、他のクラスで共有した方がいいケースもあり、ICTの活用で人数制限の在り方も変わってくるのではないかと。
- 反転授業の導入や、予習・復習に補助的に活用するオンデマンド型教材の活用は、学生が自らのペースで基礎的な法律知識を定着させることができ、効果的な学修方法ではないかと。同時に、教員のエフォートを個別指導(演習、法的文書作成、個別面談、補助教員との連携等)へ重点化することが可能となるのではないかと。
- 法科大学院教育は、双方向・多方向のソクラテス方式が重視されてきたが、法学未修者教育においては、講義型の授業も必要であったところ、コロナ禍で、様々な取組がなされるようになった。これをひとつの契機として、講義形式というスタイルを見直していく必要があるのではないかと。例えば、オンデマンド型教材を予習に用いた上で、授業は双方向、多方向となると、学修者本位の学び、アクティブラーニングにつながるかと考えている。その際、予

習、授業、復習の授業時間数について、どのような時間配分が学生にとって有効なのか、ガイドラインのようなものを作る必要があるのではないかと。また、段階的、体系的な教育に資するよう、法律基本科目の基礎科目や応用科目をどのように配置し、重点を置いて学んでいくのかという点も併せて議論されたい。

- 動画教材などについては、是非、法学未修者から法曹になった若い者の視点を含めて頂きたい。予算措置についても十分に考慮されたい。
- これまで対面教育を重視してきた法科大学院でもコロナ禍で ICT を活用することとなったが、とりわけオンデマンドの場合、学生に合ったコンテンツをしっかりと用意することと、学生同士の学び合いや教員とのディスカッションなど対面でしかできない部分を引き続き重視することが不可欠である。そうした点を押さえながら、オンライン授業の良いところを活用していくべきではないか。
- この点を改めて強調したい。コロナ禍で、法科大学院教育においても、思いがけず ICT を活用することとなったが、特に未修者コースの学生からは、学生同士の交流がないことや気軽に担当教員に質問ができないことへ不安が寄せられており、こうした声には真摯に向き合う必要があるのではないかと。本年9月に高等教育局長から各大学に発出された「後期の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）」においても、「遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、豊かな人間性を涵養する上で、直接の対面による学生同士や学生と教職員の間の人間的な交流等も重要な要素であること」に留意すべきであるとされている。今一度、法科大学院教育において、対面教育として維持すべき部分を踏まえた上で、ICT の利便性をどのように導入するのかを検討していくことが重要だと考える。
- コロナ禍での ICT 利用は「双方向的・多方向的」の実質的な意味を問い直す良い機会になったのではないかと。法科大学院の教育においては、双方向であることは重要だが、それが「同時」でなければならないのか。そのような点を整理する中で、論点3から5にまたがる形で「時間や場所に縛られない遠隔教育の在り方」について積極的に考えていくことが重要ではないかと。まずはその検討の手順を考えることから始めてはどうか。
- 法科大学院は対面授業や少人数教育が前提であるものの、ICT の有効活用が定着した先には、通信制法科大学院の可能性も考えられるのではないかと。

#### 〔入学前の学修機会の提供〕

- 法曹志望者が ICT を活用して法科大学院の授業を視聴したり、法曹と交流を持ったりするなど、入学後の生活や法曹としてのキャリアをイメージしたり、法学への適性を把握できる機会を提

供することが有効ではないか。とりわけ、社会人にとっては、離職して、あるいは有職のまま法科大学院を目指すことは大きな決断である。世の中に対する積極的な情報提供は、多様なバックグラウンドを有する志望者を中長期的に増やすことにつながる。

- 法学未修者の入学者選抜の際に、法律の知識を全く問うことができない点に何かしらの矛盾や限界を感じる。例えば入学前に入学予定者に対し法律の学修機会を提供した上で法学の資質・能力を問うようなことができれば、適性などを見極めることができ、入学後の学修に有効につながっていくのではないか。
- 「法律の知識を全く問うことができない」とのことだが、「知識」ではなく、「法律への適応能力」と表現するのが適切ではないか。法律的な考え方が好きか、こういう議論に耐えていけるか、という「適応能力」があるかどうかを見極めるべきという趣旨である。
- 入学者選抜における法学適性の判定や、科目等履修を含めた入学前のお試し的な法律科目の教育や既修得単位としての認定が可能であることを明確化するとともに、各法科大学院がその成果を学生にフィードバックすることで、学生が自らの適性を客観的に把握した上で最終的な入学の意思決定を行えるようにすることが重要ではないか。

#### 〔補助教員による学修支援〕

- 学生の個々の状況に丁寧に対応するべく、法科大学院修了生や若手の実務家を補助教員として活用することが有効である。課程外で行われているゼミ等を正規授業科目として単位認定することで、学生の負担を増やさずに法律基本科目の学修を充実できるのではないか。
- (資料2-2に)「学修者本位」とあるが、学生の過度な負担にならないように気をつける必要がある。オンデマンド教材の活用、それを活用した実践的な授業などを検討するにあたっては、個別の論点ごとではなく、全体として、授業科目やカリキュラムの改善につながるようにすべきだと考える。
- 補助教員については、教員との連携や補助教員同士の連携など、縦と横のつながりが不十分との指摘があることから、大学の枠を超えて、担当教員・法科大学院執行部と補助教員の連携に関する好事例や運用マニュアルなど共有するとともに、補助教員同士の情報共有等が図れるプラットフォームを創設することも期待される。

#### 〔長期履修制度〕

- 長期履修制度について、1年を超える履修期間の延長や1年次終了時など一定の学修経験を経

たタイミングで履修計画を立て直すことを認めるなど、学生の状況に応じた、より一層柔軟な活用を、奨学金制度の適切な運用とともに促すことが重要ではないか。

#### 〔法律基本科目の学修の充実〕

- 非法学部出身や社会人などは、司法の分野を拡充していく貴重な存在であるが、法学については初学者であることから、法律基本科目の学修にさらに専念できる環境に整える必要があるのではないか。そのため、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目については、修了要件単位数を減らすことを検討してはどうか。ただし、展開・先端科目については重要な科目であるため、司法試験受験（在学中受験）後に、最終年度の後半に履修することも学生に資するかもしれない点に留意する必要がある。
- 法学未修者は、多様なバックグラウンドを有していることから、それを尊重し評価するとともに、法学未修者が、より法律基本科目の学修に集中できるよう、単位数の工夫をすることが重要である。

#### 〔効果的な未修者教育の実践事例の普及〕

- 上記を含め、平成 30 年度文科省委託事業「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」で明らかにされたような効果的な未修者教育の実践事例を全国的に共有できるプラットフォームをつくり、好事例の横展開を図ることも有効ではないか。
- 「学修者本位の教育の実現」といいながら、本委員会では、これまで、あまり学生の意見を取り上げられてこなかったのではないか。例えば、平成 30 年度文科省委託事業「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」では、非法学部出身者や社会人経験者にアンケート調査も行っていと記憶している。そうした学生の意見も「議論のまとめ」にはしっかり反映させていくべきではないか。報告書に関して再度本委員会で扱うのはいかがか。

＜論点4＞有職者が仕事を継続しながら法曹を目指せるよう、最先端のICT技術の活用や昼夜開講制、長期履修制度の活用促進など、教育の在り方や教育手法等の工夫についてどのように考えるか。ICT技術の活用については、平成29年2月の文部科学省調査研究協力者会議の検討結果について、その後の技術の進展等を踏まえた更なる検討を行う余地があるか。

〔法律基本科目の学修に注力できるような工夫〕

- 法学未修者のうちでも、特に社会人学生には配慮が必要である。有職のまま平日夜間や週末を利用して法科大学院に通う学生、離職して法科大学院に通う学生、家庭がある人など、実態は様々であり、そうした学生の生活実態に対応した丁寧な学修指導が求められるのではないか。
- 【再掲】コロナ禍でのICT利用は「双方向的・多方向的」の実質的な意味を問い直す良い機会になったのではないか。法科大学院の教育においては、双方向であることは重要だが、それが「同時」でなければならないのか。そのような点を整理する中で、論点3から5にまたがる形で「時間や場所に縛られない遠隔教育の在り方」について積極的に考えていくことが重要ではないか。まずはその検討の手順を考えることから始めてはどうか。
- 有職者の場合、学修に当てられる時間が限られているため、ICTを活用したオンデマンド型講義の活用が有効である。夜間や週末のスクーリング、補助教員などによる実践的なフォローなどと組み合わせて単位認定することが重要ではないか。その際、2年次以降の講義型でない科目のあり方については工夫する必要があるのではないか。
- 地方における法曹の基盤を充実するという観点から、地方の社会人学生の観点も重要ではないか。
- 多様な分野の専門知識や経験を有する学生（非法学部出身や社会人など）は、各自の知見をもって、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の一部履修とみなせるようにし、法律基本科目の学修に専念できるようにすべきではないか。
- 有職者が仕事を続けながら法曹を目指すためにどういう工夫が必要かという点につき、本委員会委員の多くが昼間の法科大学院所属であることもあり、夜間コースの実態について必ずしも把握できていない可能性がある。ICTの活用についても、昼間と夜間の法科大学院では、質・量ともに対応や活用が変わるはずである。また、【参考資料4：未修者教育のこれまでの経緯】にあるとおり、平成26年に「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」を出している。その中で「十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能」という整理をしたものの、実際にこ

うした対応が広がっているとは思えない。一体なぜそうなのか、実際に有効な措置としてどのようなものがあるのか等、これからの社会の在り方を考えれば、実情を把握することも大事ではないか。

- 有職者の法科大学院教育について、実態把握は必要である。おそらく、2年次からは既修者と同じの教育課程になるが、社会人学生の未修者のみ別メニューとなるとなかなか難しいのではないか。その場合、どのように工夫するのか、実態も踏まえて検討する必要がある。

#### 〔長期履修制度〕

- **【再掲】** 長期履修制度について、1年を超える履修期間の延長や1年次終了時など一定の学修経験を経たタイミングで履修計画を立て直すことを認めるなど、学生の状況に応じた、より一層柔軟な活用を、奨学金制度の適切な運用とともに促すことが重要ではないか。

＜論点5＞ 限りある教育資源を効果的・効率的に活用する中でこれらを実現する上で、いわゆる教育拠点の在り方をどのように考えるか。その実現においてICTをどのように活用すべきか。

〔効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働〕

- **【再掲】** 法学未修者と法学既修者は司法試験合格率（累積合格率）にも大きな開きがあるが、法学未修者と法学既修者の教育課程を完全に分離する制度は適切ではない。そのため、特定の法科大学院に法学未修者の受け入れを集中させ、法学既修者のみを受け入れる法科大学院を認めることはするべきではない。司法制度改革審議会が掲げた「開放性、多様性、公平性の確保」の理念の下、法学未修者と法学既修者を別課程とすることなく、3年課程を基本とする現行制度を維持すべきである。
- オンデマンド型教材は、学内はもちろん、法科大学院間で共有することで、各教員の負担軽減のみならず、指導力の高め合いや相乗効果が期待でき、全国的な教育水準の底上げにつながるのではないかと。教材としては、まずは、科目横断的な導入教育の部分から先行して共有していくことが適切ではないかと。特定の法科大学院が担うのではなく、各法科大学院が協力し、タスクフォース（コンソーシアム）のような場を結成して、各大学における教材の使い方も含めて集中的かつ継続的に検討していくことが重要ではないかと。
- 共通の録画教材等で学ぶ学生が大学を超えて合同のゼミやスクーリングに参加できるようにすることで、学生同士の刺激・高め合いが期待できるのではないかと。
- **【再掲】** 平成30年度文科省委託事業「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」で明らかにされたような効果的な未修者教育の実践事例を全国的に共有できるプラットフォームをつくり、好事例の横展開を図ることも有効ではないかと。

**<論点6> 共通到達度確認試験を導入した趣旨を踏まえた上で、その実現のための当該試験の充実  
方策や活用方策をどのように考えるか。**

**〔共通到達度確認試験の今後の活用方策〕**

- 法学未修者と法学既修者は成長曲線が異なるが、2年次からは未修者・既修者混合クラスで学修するため、1年次修了時点で獲得しておくべき知識や能力の基準を明確にし、進級判定を厳格に行うことが求められる。そのような趣旨で導入された共通到達度確認試験を、今後も持続可能な形で運用していくために、例えば、問題作成にかかる負担軽減や財政基盤の強化にかかる方策について検討する必要があるのではないか。
- 共通到達度確認試験の結果は、司法試験短答式の合格者と一定の相関関係にあり、共通到達度確認試験を進級判定に活用することは、将来的な法曹人材を輩出するという法科大学院の使命を実現するものとなっているため、文部科学省において、共通到達度確認試験結果と司法試験結果の相関分析を継続的に実施・公表する必要があるのではないか。
- 共通到達度確認試験については、不断の見直しが必要だと考えている。法学未修者が一定レベルに達するにはどうしたらよいかという観点が重要であり、段階的な学修として1年次修了時点で獲得しておく知識や能力がどのようなものかを考えておくべきではないか。現在の出題形式では1年次修了時に獲得すべき知識や能力に見合っていないのではないかと思う。
- 今後、この試験をどうするのか検討すべきではないか。CBTの医学部共用試験のように重装備でやっていくのか、各大学の責任で行うものとするのか。消極的な方向性ではなく、前向きに検討していく必要がある。
- 「1年次終了時点で獲得しておくべき知識や能力の基準を明確に」とあるが、最低限のコアな部分を示すことにも意味があるのではないか。（これを議論し始めると意見がまとまらない可能性はあるが。）
- 1年次でどこまで教えるのかを明確にすることは重要である。正確に教えすぎても学生の理解が追いつかない可能性があるため学生への過度な負担に留意しつつ、最低限のライン、標準的なラインなど、1年次修了時の到達度について共通認識を作ることが大事ではないか。
- 「(進級判定を) 厳格に」という表現は不要ではないか。成長曲線が既修と未修で異なるがあるが、法学未修者はいつ伸びるか分からない。2年次から既修者と混合クラスになるため、教育もそれに即応させる必要があり、一定の水準に達しているかを確認するのがこの試験の趣旨である。「合理的」「客観的」な進級判定は必要だと思うが、「厳格」は法学未修者のためにやっ

ているという趣旨が伝わらず誤解を招くのではないか。

- 「厳格」という表現は、それで進級をさせず振り落とすと誤解される可能性もあるので、この言葉は変えた方がよいのではないか。2年次に進級しても法学既修者と一緒に学ぶことができることを確認するための試験だということをしっかり伝えたい。
- 共通到達度確認試験は、学修者本位に、それぞれの特性をより把握して、適切な教育を実現するために行うものである。そういう本委員会での意見が伝わる表現にしたい。多様なバックグラウンドを有する者が法科大学院に進学し、きめ細かい学修者本位の教育によって、多様な分野における活躍の可能性が開ける、その道筋についての具体的な提案をするという、本委員会の検討の趣旨が、全体を通して伝わるようにしたい。

＜論点7＞グローバル化のさらなる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法の分野でその知見を活かせるようにすることが一層求められており、その進路の在り方をどのように考えるか。

〔法科大学院修了生のキャリアパスの多様化〕

- 産業構造やビジネスモデルが大きく転換する時代にあっては法律が社会的に果たす役割は極めて重要であり、法曹の育成はもちろんのこと、多様なバックグラウンドを強みとして新たな課題に対応できる法律の専門家を育成できるよう幅広い視座でこれからの法科大学院の在り方を検討するという姿勢が必要ではないか。同時に、法曹サイドが危機感を持って多様な人材を求めていかなければならない。
- 社会人経験のある人たちは、様々なきっかけで法律を学ぶ必要性を感じ、自らのゴールを設定した上で法科大学院に進学することが多い。例えば、司法試験に合格しても法曹になるわけではなく、法科大学院における体系的かつ実践的な教育の成果を発揮し、元の業界でさらに質の高い、幅の広い仕事にチャレンジすることを目標としている場合もある。法科大学院側が想定するよりもはるかに多様なニーズがあるということを今一度確認すべきではないか。
- 法科大学院は、修了生の進路（修了後5年後以降を含む）を着実に把握し、法曹三者以外を含む多様な進路について、積極的に公表することが求められている。併せて、認証評価においても、修了生の進路の把握・公表状況を確認することが重要ではないか。
- 法科大学院協会や各法科大学院において、法曹三者にとどまらず企業等を含めた多様な修了生採用ニーズを積極的に把握し、在学生のみならず潜在的な法科大学院志望者（法曹志願者）に的確に情報提供することが重要ではないか。業界全体ですそ野を広げる活動が不可欠ではないか。
- 社会の多様な分野で活躍する法学未修者コース修了生のキャリアストーリーについて、関係者と協力しつつ、法科大学院協会を中心に効果的に広報することが重要ではないか。法学未修者は、例えば、医療、福祉、金融、地方公共団体等、社会人経験の中で様々な課題に直面し、それを法律的に解決・予防できるようになりたいという意欲を持って法科大学院に入学する人も多い。
- キャリアストーリーの広報という観点では、現状、企業やその他法曹の活躍が期待される多様な分野で、もう少し法曹に求められている役割を共有される必要があるのではないか。例えば、自治体などは任期付職員で法曹を採用するが、5年程度で雇用が切れるため、その後の進路をどうするか悩ましい。キャリアプランの整備が必要であり、広報を超えて、関係者の努力が求

められる。

また、広報の主体としては、「法科大学院協会を中心に」とあるが、国や自治体も政策的にできることがあるのではないかと。厚労省は、地域共生社会の実現に関する専門人材の活用、経済産業省はガーディアン機能やビジネス機能の両面から企業内法務の在り方、内閣府は、国際的な法曹人材の育成などを掲げており、様々なPRがなされている。

- 修了後に活躍する社会の在り方については、もう少しきめ細かく国内外の生活実態に即したニーズがあるということを表した方がよいのではないかと。「医療、福祉、金融、地方公共団体『等』」とあるが、当然、教育も含まれ、スクールロイヤーなども非常に重要である。国内のこと例えば、少子高齢化による福祉の在り方も多様化しており、ビジネス以外の分野でも法律的な対応が迫られている。
- 各法科大学院において、司法試験合格実績をアピールするだけでなく、社会に出た後にこそ活かされる法科大学院ならではの学びの成果を修了生の声を通して積極的に発信することが重要ではないかと。
- 「グローバル化」といいながら、そういう点が議論されてきていないのではないかと。グローバル社会に法科大学院修了生が貢献されることが期待されている。例えば、アジア諸国等の法整備支援に携わっている修了生、米国等の外国の弁護士資格を取得して涉外弁護士となった修了生、外資系法律事務所に勤務する修了生などがおり、各法科大学院及び法科大学院協会は、このような修了生の活躍を積極的に公表し、グローバル人材として法曹が果たす役割が大きいことを発信することが期待される。

# 法科大学院におけるICT(情報通信技術)を活用した教育の在り方に関する検討結果<概要>

(法科大学院教育におけるICT(情報通信技術)の活用に関する調査研究協力者会議)

## 検討の目的

- 法曹養成制度改革推進会議決定\*を踏まえ、地方在住者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保
- 地理的制約を超えた法科大学院間連携による教育の質の向上や、実務家等のキャリアアップの機会の確保

(法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定)(抄))

### 第3 法科大学院 2 具体的方策 (3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人に対するICT(情報通信技術)を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目的に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

## 課題

- いくつかの法科大学院において遠隔授業の実例はあるが、**関係法令や大学評価基準への適合性を気にするあまり、普及が進まないとの指摘**
- そのため、本検討会議において、**専門職大学院設置基準等の関係法令への適合性について、解釈を明確化する必要がある**

## 「教育効果要件」への適合性

### ○ 教育効果要件とは

「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能(専門職大学院設置基準第8条第2項)

### ○ 教育効果要件を充足するために配慮すべき要件

#### <授業時間内>

- ・ 同時かつ双方向・多方向によるやり取りが可能な環境の構築
- ・ 授業に対する受動性が強くないよう、討論・議論の機会の確保
- ・ 必要に応じて、補助教員を配置することが望ましい

#### <授業時間外>

- ・ ラーニング・マネジメント・システム(LMS)等の活用による教員への質問や、学生同士の議論・交流の機会の確保
- ・ 学修フォローや通信途絶への代替手段のため、必要に応じて、授業の録画配信を実施することも有効

#### <学修支援全般>

- ・ オフィスアワー等を活用して、学生・教員間でのコミュニケーション手段・機会を確保することが望ましい

## その他

最低限必要となるシステム環境、メディア授業に合わせたFDの必要性、法科大学院認証評価との関係、地方大学の法学部や募集停止法科大学院の知的資産の有効活用の検討などについて言及

## メディア告示への適合性

### ○ メディア告示とは

多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所において、授業を履修させることができる要件を規定したものと

### <サテライト方式>

テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパスや他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態

- ⇒ 面接授業と類似の環境を整備することが可能であり、**法科大学院の授業において許容される**

### <モバイル方式>

ノートパソコンやタブレット端末等の携帯可能な機器を用いて、授業を実施する教室等以外において、授業を受講する形態

- ⇒ 学生側の事情で通信環境に問題が生じる可能性があるため、**利用回数を制限し、面接授業又はサテライト方式による授業と併用**

### <オンデマンド方式>

実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態

- ⇒ 授業時間外の学修ツールとしては推奨されるが、**法科大学院の授業において、本方式を用いて単位認定を行うことは望ましくない**



26文科高第393号  
平成26年8月11日

法科大学院を置く国公立大学長  
独立行政法人大学評価・学位授与機構長  
公益財団法人日弁連法務研究財団理事長  
公益財団法人大学基準協会会長  
殿

文部科学省高等教育局長  
吉田大輔

(印影印刷)

### 法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）

法科大学院教育については、これまでも各法科大学院において、司法制度改革審議会意見書に掲げられた法曹養成制度の理念や中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言等に沿って、法律基本科目の指導の充実や成績評価・修了認定等の厳格化などの取組を進めていただいておりますが、特に、法学未修者（法学既修者（法学の基礎的な学識を有すると当該法科大学院が認める者）以外の者）については、今なお司法試験合格率の低迷等の課題を抱えていることから、更なる指導の充実が求められているところです。

このため、本年3月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会においてまとめられた「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」を踏まえ、法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実に資するよう、下記のとおり関係法令の運用の見直しを行うこととしました。

これを踏まえ、各法科大学院においては、自学自習の時間の確保など学生に対する過度の負担とならないよう十分に配慮しつつ、法学未修者教育の更なる改善・充実に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、各認証評価機関においては、各法科大学院が下記の取組を行った結果、法律基本科目群の履修単位数の比重が高まったことをもって直ちに法律基本科目の履修に過度に偏ったものであると評価するのではなく、法学未修者教育を充実させるための取組として適切であるかどうかを評価していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 一 法学未修者の法律基本科目の単位数及び配当年次の扱いについて

法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合の法学既修者の履修免除の単位数については、「専門職大学院設置基準及び学校教育法第百十条第二項

に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（21文科高第668号）において、「法学未修者1年次における法律基本科目6単位の範囲を超えない」運用を求めていたが、法学未修者が法律基本科目を更に重点的に学ぶことを可能とする観点からこれを見直し、1年次及び2年次において合計10単位程度まで許容されることとすること。

## 二 年間登録単位数の上限について

法科大学院の学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限の標準については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第7条において、1年につき36単位が標準とされているが、上記一によって法律基本科目を増加させた場合には、36単位から概ね2割程度（8単位程度）増加させた44単位程度まで標準の範囲内であることとすること。

## 三 実務経験等を有する者の展開・先端科目の取扱いについて

入学時に十分な実務経験を有する者については、大学がそれまでの実務経験を把握・評価した上で適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することも可能とすること。

ただし、法律基本科目によって代替する単位数については、各法科大学院の目的に沿った教育活動を展開する観点から、概ね2～4単位を目途とすることが適切であること。

なお、当該取扱いについては、法律基本科目を重点的に学ぶことが必要とされる法学既修者に適用することも可能であること。

### 【 本件担当 】

文部科学省高等教育局専門教育課  
専門職大学院室法科大学院係

TEL：03-5253-4111（内線 3318）

## 関連する省令・告示

### ◆「専門職大学院設置基準」（平成15年文部科学省令第16号）

（法科大学院の課程の修了要件）

**第二十三条** 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

（法学既修者）

**第二十五条** 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

（履修科目の登録の上限）

**第十二条** 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

### ◆「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）

（法科大学院の履修科目の登録の上限）

**第七条** 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。

### ◆「専門職大学院設置基準及び学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（平成22年3月12日）

留意事項

一 法学既修者に関する修得したものとみなすことができる単位数について  
法科大学院におかれては、第25条第1項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなすことのできる単位数は、平成21年4月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」において増加可能と提言された、法学未修者1年次における法律基本科目6単位の範囲を超えない運用とされたいこと。

## 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会における 報告書の関連記述

### ◆「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」

(平成26年3月31日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会)

- ・ 法学未修者に対する教育については、社会人や法学以外の学部出身者など多様なバックグラウンドを持った人材を法曹に育てるという本来の趣旨にのっとり、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化をはじめ、より効果的な教育課程の在り方について検討する。
- ・ 法学未修者の教育課程を含め、学部段階でも法学を学んだ者が法科大学院入学生の多数を占めるものの、法科大学院における教育の前提としての学修が不十分である者が少なくないことから、学部段階における法学教育の在り方も含め、その改善方策を総合的に検討する。
- ・ さらに、法学未修者と法学既修者との間で、学修の状況や司法試験合格状況に差が生じている実態を踏まえ、3年を標準とする教育課程と法学既修者につき2年に短縮される教育課程からなる現行制度の合理性・適切性等についても、中長期的な課題として検証・検討する。

### ◆「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」

(平成25年11月22日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ)

- これまでも法律基本科目の指導の充実を図る観点から、特に、法学未修者1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位まで増加できるよう平成22年に制度改正が行われているが、現在の法学未修者の学修状況にも配慮しつつ、法学未修者がこれまでより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年次の在り方について見直しを検討することが考えられる。
- また、多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群などの一部履修を軽減することなどの措置を講じることが考えられる。
- あわせて、このような取組を適正に評価できるよう、法科大学院の授業科目群ごとの履修のバランスや実務家教員の授業の担当範囲などに関し、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われるようにする必要がある。

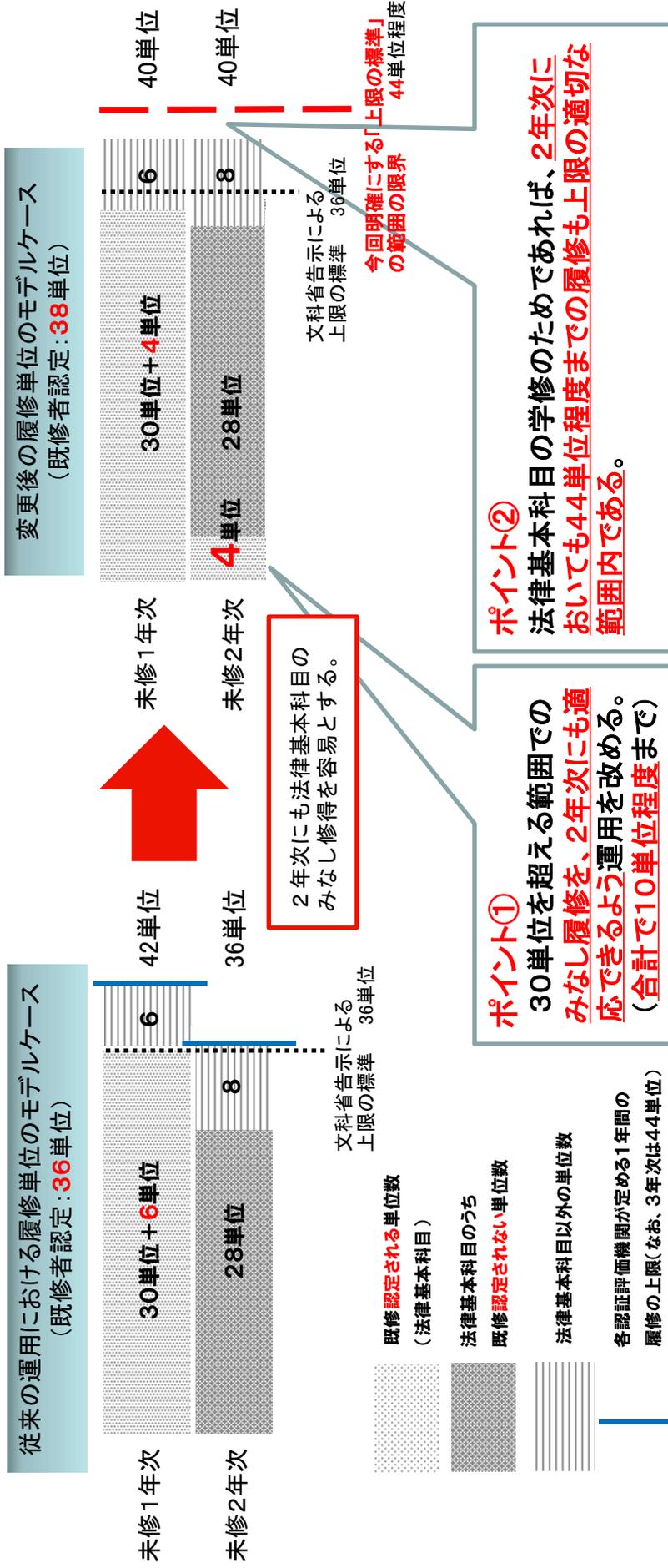
# 法律基本科目の配当年次の見直し等イメージ

中央教育審議会大学分科会法科大学特別委員会（第64回）資料

参考 3

## 法学未修者教育の充実に向けて、各年次における修得単位数の平準化や、必要に応じて法律基本科目数の増加を容易とするために、

- ① 法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、「1年次に限り6単位まで」との従来の運用を「1年次と2年次で10単位程度」へと改める。
- ② 1年間の履修単位の上限について、（特に2年次においても）上限の標準である36単位から2割程度増加させた44単位程度も適切な範囲内であることを明確にする。



### 【留意点】

- 総単位数を増加させる場合は、学生の自学自習時間の確保も含め、学生の過度の負担とならぬよう配慮すること。
- 各認証評価機関は、法学未修者の法律基本科目群の履修単位数の比重が高まったことをもって直ちに否定的に評価するのではなく、法学未修者教育を充実させるための取組として適切であるかどうかを評価すること。

# 展開・先端科目の一部履修の軽減のイメージ

## 中央教育審議会大学分科会法科大学特別委員会（第64回）資料

参考 4

十分な実務経験等を有すると大学が認める者については、相当する展開・先端科目（※）に代えて法律基本科目の履修を認めることも法学未修者の法律基本科目の学修の充実にしては妥当であると考えられる。

（例）税務署での十分な実務経験があり、租税法等に代えて法律基本科目の履修を認める場合の選択科目の履修例

法律基本科目群	実務基礎科目群	基礎法学・隣接科目群	展開・先端科目群
民法応用演習 民事手続法応用演習 商法応用演習 刑法応用演習 刑事手続法応用演習 憲法応用演習 行政法応用演習 商法総則・商行為法 手形・小切手法 中級民法 発展民事訴訟法 発展刑事訴訟法	法律相談 民事弁護実務 家事弁護実務 刑事弁護実務 労働訴訟実務の基礎 企業法務の実務基礎 メディアエンション演習 エクスマーケティング 模擬裁判 臨床法学教育	法学の基礎 紛争と法 司法制度の基礎理論 法社会学 法社会学 法医学 生命科学と法 法整備支援活動 法と経済学 法律家のための会計学 立法学 法と心理学 国際関係公法基礎 法と公共政策	裁判外紛争処理 家族法特殊講義 労働法 労働法演習 労使紛争と法 医事法 医療と法 雇用差別と法 高齢者と法 子供と法 ジェンダーと法 外国人と法 社会保険法 社会保険法演習 不動産法特殊講義 刑事政策 犯罪学 少年法 自治体紛争法 国際人権法 国際経済法 行政紛争特別講義
必修60単位 + 選択必修4単位	必修6単位 + 選択必修4単位	選択必修4単位	選択必修22単位
4単位増	4単位増	4単位減	4単位減
必修60単位 + 選択必修8単位	必修60単位 + 選択必修8単位	必修60単位 + 選択必修8単位	必修60単位 + 選択必修18単位

現行の修了要件単位数

法律基本科目群 + 必修60単位 + 選択必修4単位 = 必修60単位 + 選択必修4単位

実務基礎科目群 + 必修6単位 + 選択必修4単位 = 必修6単位 + 選択必修4単位

基礎法学・外国法科目群 + 必修6単位 + 選択必修4単位 = 必修6単位 + 選択必修4単位

展開・先端科目群 + 選択必修22単位 = 選択必修22単位

計100単位以上

展開・先端科目に代えて法律基本科目を多く卒業要件単位数に認める

法律基本科目群 + 必修60単位 + 選択必修4単位 = 必修60単位 + 選択必修4単位

実務基礎科目群 + 必修6単位 + 選択必修4単位 = 必修6単位 + 選択必修4単位

基礎法学・外国法科目群 + 必修6単位 + 選択必修4単位 = 必修6単位 + 選択必修4単位

展開・先端科目群 + 選択必修18単位 = 選択必修18単位

計100単位以上

展開・先端科目を軽減した場合の修了要件単位数

法律基本科目群 + 必修60単位 + 選択必修4単位 = 必修60単位 + 選択必修4単位

実務基礎科目群 + 必修6単位 + 選択必修4単位 = 必修6単位 + 選択必修4単位

基礎法学・外国法科目群 + 必修6単位 + 選択必修4単位 = 必修6単位 + 選択必修4単位

展開・先端科目群 + 選択必修18単位 = 選択必修18単位

計100単位以上

（※）上記例の他に、信託銀行での勤務経験のある者は信託法について、企業の知的財産部での勤務経験のある者は特許法の履修について適応するなど、各法科大学院にて適切に判断することを想定。